



私たちは、住友精化のケミストリーで、
地球と人々の暮らしが直面する課題を
解決していきます

第112回 定時株主総会 招集ご通知

■開催日時

2025年6月23日(月曜日)午前10時
(開場 午前9時30分)

■開催場所

大阪市中央区北浜四丁目5番33号
住友ビル11階大会議室

■議決権行使期限

2025年6月20日(金曜日)午後5時

■決議事項

第1号議案

取締役(監査等委員である取締役を除く。)
6名選任の件

第2号議案

監査等委員である取締役4名選任の件

株主総会の来場記念品(お土産)のご用意はございません。
ご理解くださいますようお願い申し上げます。

当社では本株主総会において「ハイブリッド参加型バーチャル株主総会」を導入しており、当日会場にご来場いただくことなく、インターネットの手段を用いて、株主総会当日の議事進行の様子をライブ配信でご確認いただけます。視聴方法等の具体的な内容については、本冊子に記載のご案内をご確認いただきますようお願い申し上げます。

株主の皆様へ

平素は格別のご支援賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、当社のグループ会社が、お取引様に事前の通知を行わずに原材料の調達先を変更した結果、製品代金の過剰請求を行っていた事案が判明いたしました。お取引様ならびに株主様をはじめ、関係者の皆様に多大なご迷惑とご心配をおかけしますことを、深くお詫び申し上げます。

当社112回定時株主総会を2025年6月23日（月）に開催いたしますので、ここに招集のご案内をいたします。

ご高覧くださいますようお願い申し上げます。

2025年6月

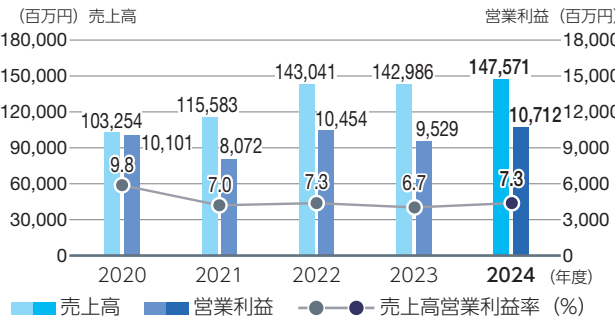
住友精化株式会社
社長 小川 育三



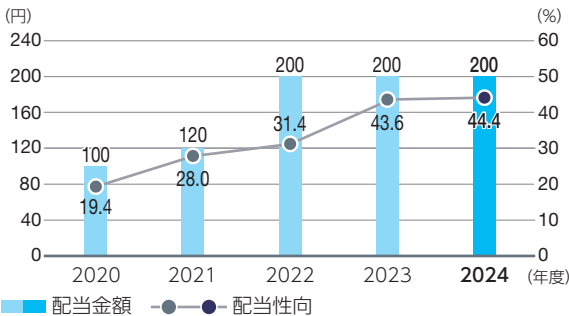
▶ 財産および損益の状況の推移

	売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に帰属 する当期純利益	1株当たり 当期純利益	純資産	総資産
	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)		(百万円)	(百万円)
第111期 (2024年3月期)	142,986	9,529	10,247	6,166	459円01銭	95,051	136,305
第112期 (2025年3月期)	147,571	10,712	11,106	5,961	450円62銭	94,312	141,532

▶ 売上高・営業利益・売上高営業利益率



▶ 配当金額・配当性向



剰余金の配当について

当期（2025年3月期）の期末配当につきましては、1株につき100円として、実施させていただくことといたしました。これにより、中間配当（1株につき100円）を含めました当期の年間配当は1株につき200円（前期年間配当200円）となっております。

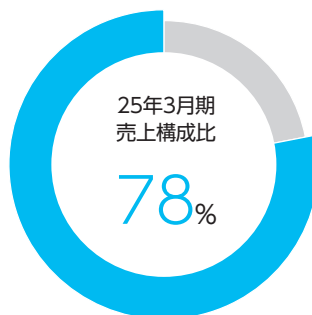
事業別概況

吸水性樹脂



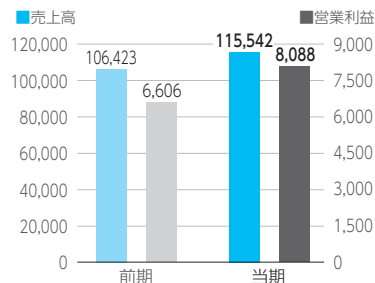
主要製品

吸水性樹脂（紙おむつや生理用品などの衛生材料、ペットシート、ケーブル用止水材などの工業用材料）



売上高／営業利益

(単位：百万円)



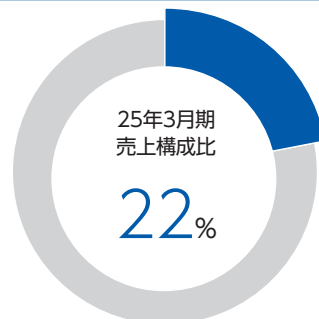
当事業では、売上高は1,155億4千2百万円（前期比8.6%増）、営業利益は80億8千8百万円（前期比22.4%増）となりました。これは、為替の影響や中国市場における販売数量の増加などによるものであります。

機能マテリアル



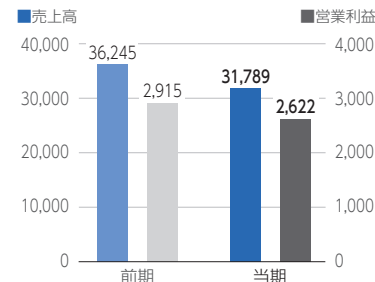
主要製品

水溶性ポリマー、エマルジョン、微粒子ポリマー、医薬製品、機能製品、エレクトロニクスガス、標準ガス、工業薬品、医療用ガス、ケミカルガス、酸素・窒素・水素等のガス発生装置（PSA方式）など



売上高／営業利益

(単位：百万円)



当事業では、売上高は317億8千9百万円（前期比12.3%減）、営業利益は26億2千2百万円（前期比10.0%減）となりました。エレクトロニクスガスの販売数量の増加はありましたが、I R ラテックスの事業が終了したことなどにより減収減益となりました。

当社グループは上記事業のほか、製造受託事業等を行っております。当事業では、売上高は2億3千9百万円（前期比24.6%減）、営業利益は2百万円となりました。

株 主 各 位

証券コード4008
2025年6月2日
(電子提供措置の開始日2025年5月29日)
兵庫県加古郡播磨町宮西346番地の1
住友精化株式会社
社 長 小 川 育 三

第112回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第112回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第112回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.sumitomoseika.co.jp/ir/kabunusisokai/>



また、上記のほかインターネット上の東京証券取引所のウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記のウェブサイトにアクセスして、当社名または証券コード（住友精化/4008）

を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/P R 情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。



なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|---------|---|
| 1. 日 時 | 2025年6月23日（月曜日）午前10時（開場 午前9時30分） |
| 2. 場 所 | 大阪市中央区北浜四丁目5番33号 住友ビル11階大会議室 |
| 3. 目的事項 | |
| 報告事項 | (1) 第112期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類および計算書類の内容報告の件
(2) 会計監査人および監査等委員会の第112期連結計算書類監査結果報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件 |
| 第2号議案 | 監査等委員である取締役4名選任の件 |

以 上

- 当社では本株主総会において「ハイブリッド参加型バーチャル株主総会」を導入しており、当日会場にご来場いただくことなく、インターネットの手段を用いて、株主総会当日の議事進行の様子をライブ配信でご確認いただけます。視聴方法等詳細につきましては、5頁をご覧ください。
- 資源節約の観点から、今後は株主総会決議ご通知の送付を取りやめさせていただきます。本総会の決議結果につきましては、総会終了後、当社ウェブサイト（上記URL）に掲載いたしますので、ご確認くださいようお願い申し上げます。

議決権行使に関するご案内



インターネットにより 議決権を行使される方へ

下記の「インターネットによる
議決権行使について」をご参照のうえ
議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月20日（金曜日）
午後5時受付分まで



書面により 議決権を行使される方へ

同封の議決権行使書用紙に
賛否をご表示のうえ
ご投函ください。

行使期限

2025年6月20日（金曜日）
午後5時到着分まで



当日 出席される方へ

同封の議決権行使書用紙を
会場受付に
ご提出ください。

株主総会開催日時

2025年6月23日（月曜日）
午前10時

● インターネットによる議決権行使について

QRコードを読み取る方法

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権
行使ウェブサイトへログインすることができます。

1 議決権行使書
用紙右下に記
載のQRコード
を読み取って
ください。



2 以降は、画面の
案内に従って
賛否をご入力
ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合またはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右記
の「議決権行使コード・パスワードを入力する方法」をご確認ください。

QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

1 議決権行使サイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしてください。

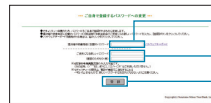
2 議決権行使書用紙の裏面左下に記
載された「議決権行使コード」をご
入力ください。



「議決権行使コード」
を入力

「ログイン」
をクリック

3 新しいパスワードを登録してください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる
新しいパスワードを設定

「登録」をクリック

4 以降は、画面
の案内に従っ
て賛否をご入
力ください。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部（証券代行ウェブ
サポート専用ダイヤル）
0120-652-031 受付時間 9:00～21:00
（通話料無料）

1. 議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。
2. 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等による行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。
3. インターネット等により複数回数議決権が行使された場合は、最後の行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。
4. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載いたします。
5. 書面交付請求された株主様には、法令および当社定款第14条の規定に基づき、電子提供措置事項から一部を除いた書面をご送付しております。

● 議決権電子行使プラットフォームについて

機関投資家の皆様は、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただけます。

株主総会ライブ配信のご案内

当日ご来場いただけない株主様にも株主総会の模様をご覧いただけるよう、以下のとおりインターネットでライブ配信いたします。

配信日時 2025年6月23日（月曜日）午前10時から株主総会終了時刻まで

（配信ページは午前9時30分よりアクセス可能です）

ライブ配信の視聴方法

以下のURLまたはQRコードよりライブ配信視聴用の特設ページにアクセスいただけますようお願いいたします。その際、以下記載のIDおよびパスワードをご入力ください。

配信ウェブサイトURL >> <https://4008.ksoukai.jp>

- ・ID：議決権行使書用紙等に記載されている株主番号（9桁の半角数字）
- ・パスワード：2025年3月末時点での株主様のご登録住所の郵便番号（ハイフンを除いた7桁の半角数字）



事前質問の受付についてのご案内

株主の皆様からご質問をお受けいたします。なお、ご質問は株主総会の目的事項に関わる内容に限らせていただきます。株主の皆様のご関心が特に高い事項については、株主総会当日に回答をさせていただく予定ですが、個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承のほどお願い申し上げます。

受付期間 >> 2025年6月3日（火曜日）午前10時から2025年6月18日（水曜日）午後5時まで

受付方法	 	①上記ライブ配信視聴用の特設ページにアクセスし、ID・パスワード（上記と同一）をご入力ください。 ②質問入力フォームが表示されますので、質問内容をご入力し、内容ご確認のうえ、送信してください。
	 	上記受付期間終了までに下記宛先に到着するようにご郵送ください。 〒541-0041 大阪市中央区北浜四丁目5番33号（住友ビル） 住友精化株式会社 総務人事部

その他の注意事項

- ①ライブ配信を視聴される株主様は、当日採決に参加し議決権行使を行うことはできないため、書面またはインターネット等により事前に議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。
- ②ライブ配信視聴用および事前質問受付用のIDおよびパスワードの第三者提供、ライブ配信の録音、録画、公開等は、お断りさせていただきます。
- ③当日の会場撮影は、ご出席株主様のプライバシーに配慮し、議長席および役員席付近のみとさせていただきますが、やむを得ずご出席株主様が映り込んでしまう場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ④ライブ配信をご視聴いただく場合の通信料等につきましては、ご視聴者様のご負担となります。
- ⑤ご使用の機器やインターネット状況により、ライブ配信の映像や音声に不具合が生じる場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ⑥何らかの事情によりライブ配信を中止する場合や配信運営に変更が生じる場合は、当社ホームページ（<https://www.sumitomoseika.co.jp/>）においてお知らせいたしますので、適宜ご確認くださいようお願い申し上げます。

●ライブ配信に関するお問い合わせ先

ライブ配信の視聴に関してご不明な点がある場合は、当社までお問い合わせください。

当社連絡先 住友精化株式会社 総務人事部 TEL：06-6220-8508

※株主総会当日は、専用のコールセンターをご用意いたしますので、以下の番号までお電話をお願い申し上げます。

株式会社ブイキューブ TEL：03-6833-6886（受付時間：株主総会当日午前9時から終了時刻まで）

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（6名）は任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位および担当	取締役会出席状況（率）
1	お だ よし あき 織 田 佳 明 新任	—	—
2	まち だ けんいちろう 町 田 研一郎 再任	代表取締役 常務執行役員 コーポレートコミュニケーション、経理企画、 情報システム、業務改革推進統括、経理企画室長	13回中13回 (100%)
3	とう や たけ ひろ 東 矢 健 宏 再任	取締役 専務執行役員 事業部門統括	13回中13回 (100%)
4	なか むら けん じ 中 村 顕 治 新任	執行役員 製造部門統括、A Kプロジェクト担当、姫路工 場長兼生産管理室長	—
5	たけ した のり あき 竹 下 憲 昭 新任	—	—
6	よし もと あき こ 吉 本 明 子 再任 社外 独立	社外取締役	10回中9回 (90%)

候補者番号 | 1

お だ よし あき
織田 佳明 1961年3月30日生

新任



所有する当社株式数
0株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1986年 4 月	住友化学工業株式会社入社	2021年 4 月	同社顧問
2010年 4 月	同社技術・経営企画室部長（技術・研究開発）		株式会社住化分析センター顧問
2012年 6 月	同社石油化学品研究所長兼樹脂開発センター所長	2021年 6 月	株式会社住化分析センター代表取締役社長
2013年 4 月	同社理事石油化学品研究所長兼樹脂開発センター所長	2023年 6 月	同社代表取締役社長執行役員
2015年 4 月	同社執行役員技術・経営企画室（技術・研究開発）、筑波開発研究所、先端材料探索研究所担当、筑波開発研究所長、先端材料探索研究所長	2025年 4 月	同社代表取締役社長執行役員法務部、レスポンシブル・ケア部、品質保証部担当（2025年 6 月退任予定）
2018年 4 月	同社常務執行役員技術・研究企画部、工業化技術研究所、先端材料開発研究所担当		

選任理由

住友化学株式会社において技術・研究開発に携わり、同社において、技術・研究企画担当役員さらには経営企画担当役員の経験を有しております。2021年からは同社関係会社である株式会社住化分析センター代表取締役社長に就任し、同社の企業価値向上の陣頭に立ってまいりました。これらの経験や実績から、このたび取締役候補者いたしました。

候補者番号 | 2



所有する当社株式数
8,400株

まち だ けん いち ろう
町田 研一郎 1963年1月29日生

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1985年4月	住友化学工業株式会社入社	2020年6月	当社取締役執行役員経理企画、情報システム統括、経理企画室長
2009年6月	同社内部統制推進部長	2021年1月	当社取締役執行役員経理企画、情報システム、業務改革推進統括、経理企画室長
2010年4月	同社内部統制・監査部長	2021年6月	当社取締役常務執行役員経理企画、情報システム、業務改革推進統括、経理企画室長
2012年3月	同社技術・経営企画室部長（関連事業）兼技術・経営企画室部長（中国戦略）	2024年1月	当社取締役常務執行役員コーポレートコミュニケーション、経理企画、情報システム、業務改革推進統括、経理企画室長
2012年10月	同社技術・経営企画室部長（関連事業）兼中国事業室部長	2025年5月	当社代表取締役常務執行役員コーポレートコミュニケーション、経理企画、情報システム、業務改革推進統括、経理企画室長（現在に至る）
2014年6月	同社秘書部長		
2015年4月	同社総務法務室部長（秘書）兼総務法務室部長（渉外）		
2016年4月	同社愛媛工場副工場長兼大江工場総務部長		
2017年4月	当社経理企画室部長		
2017年6月	当社理事経理企画室部長		
2018年6月	当社取締役執行役員情報システム統括、経理企画室長		

選任理由

住友化学株式会社において内部統制、経営企画、総務、経理など幅広い業務に携わった経験を有しております。2018年に当社取締役に就任し、コーポレートコミュニケーション、経理企画、情報システム、業務改革推進統括を務め、社内ＩＴインフラ整備による生産性向上、情報セキュリティの強化、適正な会計、経営計画の立案などによる企業価値の向上に尽力してまいりました。これらの経験や実績から、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号 | 3

所有する当社株式数
5,950株とう や たけ ひろ
東矢 健宏 1961年4月25日生

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1993年5月	当社入社	2015年5月	吸水性樹脂事業部営業部長
2008年4月	吸水性樹脂事業部部長	2015年6月	理事吸水性樹脂事業部長兼営業部長
2010年2月	スミトモ セイカ アジア パシフィック プライベート リミテッド Managing Director	2016年6月	執行役員吸水性樹脂事業部長
2010年6月	スミトモ セイカ シンガポール プライベート リミテッド Managing Director 兼スミトモ セイカ アジア パシフィック プライベート リミテッド Managing Director	2020年6月	取締役常務執行役員吸水性樹脂部門統括、吸水性樹脂事業部長
		2021年3月	取締役常務執行役員吸水性樹脂部門統括
		2024年6月	取締役専務執行役員事業部門統括（現在に至る）

選任理由

当社海外子会社において、吸水性樹脂の製造および販売に携わった後、当社吸水性樹脂事業部において、製品開発や販売を担当いたしました。2020年に当社取締役に就任し、吸水性樹脂部門統括として、また2024年からは機能マテリアル事業も併せて事業部門統括として、高品質な製品の生産、顧客ニーズを的確に捉えた販売活動などによる企業価値の向上に尽力してまいりました。これらの経験や実績から、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号 | 4

所有する当社株式数
1,500株なか むら けん じ
中村 顕治 1969年10月30日生

新任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1994年4月	当社入社	2025年5月	執行役員製造部門統括、AKプロジェクト担当、姫路工場長兼生産管理室長（現在に至る）
2014年6月	姫路工場吸水性樹脂製造部長兼吸水性樹脂課長		
2015年10月	姫路工場吸水性樹脂製造部長		
2016年10月	技術室部長（姫路）兼姫路工場姫路技術室部長		
2020年6月	姫路工場生産技術部長兼生産技術室		
2022年6月	理事姫路工場長		
2024年6月	執行役員製造部門担当、姫路工場長兼生産管理室長		

選任理由

当社姫路工場において、吸水性樹脂の製造に携わった後、シンガポールにおける第1期吸水性樹脂プラントの建設プロジェクトに参画し、新工場の立ち上げを経験いたしました。帰国後は姫路工場の生産技術、製造管理を担当した後、吸水性樹脂、機能化学品の主力工場である姫路工場長を経験いたしました。2024年には製造部門担当執行役員に就任し、当社生産技術のブラッシュアップ、生産性向上に尽力してまいりました。これらの経験や実績から、このたび取締役候補者といたしました。

候補者番号 | 5



所有する当社株式数
0株

たけ した

竹下

のり あき

憲昭

1958年7月23日生

新任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1982年4月	住友化学工業株式会社入社	2018年4月	同社代表取締役専務執行役員ラービグ計画、石油化学部門統括
2005年12月	ラービグ リファイニング アンド ペトロケミカル カンパニー出向	2023年4月	同社取締役専務執行役員経営企画、IT推進統括
2010年4月	同社執行役員ラービグ リファイニング アンド ペトロケミカル カンパニー従事	2023年6月	同社専務執行役員経営企画、IT推進統括
2013年4月	同社常務執行役員ラービグ計画業務室、石油化学業務室担当	2024年6月	同社取締役専務執行役員経営企画、IT推進統括、経営企画室長
2017年6月	同社代表取締役常務執行役員ラービグ計画、石油化学部門統括	2025年4月	同社取締役（2025年6月退任予定）
		2025年6月	稲畑産業株式会社取締役（就任予定）

選任理由

住友化学株式会社において、事業計画、事業化推進の業務に携わった経験を有し、2010年に同社執行役員に就任した後は、経営陣として、ラービグ計画、石油化学部門、プラスチック資源循環事業化推進などを統括し、近年では、経営企画、IT推進を統括してまいりました。これらの豊富な知識・経験を有していることから、当社経営の監督を強化することが期待できるため、このたび取締役候補者となりました。

候補者番号 | 6



所有する当社株式数
0株

在任期間
1年

よし もと

吉本

あき こ

明子

1963年2月4日生

再任

社外

独立

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1985年4月	労働省（現厚生労働省）入省	2019年7月	同省中央労働委員会事務局長
2013年7月	愛知県副知事	2021年10月	同省退職
2015年7月	厚生労働省大臣官房審議官（労災担当）	2022年2月	ボストンコンサルティンググループ シニアアドバイザー（現在に至る）
2015年10月	同省大臣官房審議官（雇用均等・児童家庭、少子化対策担当）	2022年6月	株式会社トーエネック社外取締役（現在に至る）
2017年7月	同省中央労働委員会事務局審議官（調整、企画広報担当）	2023年6月	宝ホールディングス株式会社社外監査役（現在に至る）
2018年7月	同省人材開発統括官	2024年6月	当社社外取締役（現在に至る）

選任理由

長年にわたる厚生労働省行政官としての専門的知識と幅広い見識を有するとともに、他社において社外取締役、社外監査役を務めております。また、2024年に当社社外取締役に就任して以来、取締役会においては率直かつ活発で建設的な発言・提言を行っていただいていることから、公正中立な立場から当社経営の監督を強化することが期待できるため、引き続き社外取締役候補者となりました。同氏は、社外役員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

- (注) 1. 住友化学工業株式会社は、2004年10月住友化学株式会社に商号を変更いたしました。
2. スミトモ セイカ シンガポール プライベート リミテッドは、2023年4月1日に同じく当社の子会社であるスミトモ セイカ アジア パシフィック プライベート リミテッドを吸収合併しております。
3. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
4. 当社は、吉本明子を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 吉本明子と当社との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結しております。取締役選任された場合、当社は、上記責任限定契約を継続する予定であります。
6. 竹下憲昭が取締役に選任された場合、同氏と当社との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。
7. 当社は、各取締役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結し、被保険者が負担することになる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害および訴訟費用等について填補することとしています。なお、本議案が原案どおり承認可決された場合、取締役候補者全員は当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。
8. 在任期間は、本定時株主総会終結時点のものとなります。
9. 吉本明子が当社の社外取締役在任中に、当社のグループ会社がお取引先様に対し、事前の通知を行わずに原材料の調達先を変更し、製品代金の過剰請求を行っていた事案が判明しました。同氏は、当該事案が判明するまで事態を認識しておりませんでした。日頃から当社取締役会等において内部統制の整備やコンプライアンス体制の強化について、注意喚起をしておりました。当該事案の判明後は、事実関係の調査、原因究明および再発防止策について提言・指示を行うなど、その職責を果たしております。

第2号議案

監査等委員である取締役4名選任の件

本株主総会終結の時をもって、監査等委員である取締役全員（4名）は任期満了となりますので、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名				現在の当社における地位および担当	取締役会 出席状況（率）	監査等委員会 出席状況（率）	
1	やま 山	ぐち 口	きよし 聖	新任	執行役員 サステナビリティ推進担当、サ ステナビリティ推進室長	—	—	
2	きし 岸	がみ 上	けい 恵	こ 子	再任 社外 独立	社外取締役（監査等委員）	13回中13回 （100%）	15回中15回 （100%）
3	よし 吉	いけ 池	ふ 富士	じ 夫	お 再任 社外 独立	社外取締役（監査等委員）	13回中13回 （100%）	15回中15回 （100%）
4	みや 宮	もと 本	けい 圭	こ 子	新任 社外 独立	—	—	—

候補者番号 | 1

やま ぐち
山口

きよし
聖 1960年12月24日生

新任



所有する当社株式数
5,700株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年 4 月	ダイハツ工業株式会社入社	2018年 1 月	執行役員機能化学品事業部副事業部長
1993年 3 月	プロクター・アンド・ギャンブル・ ファー・イースト・インク（現 P & G ジャパン合同会社）入社	2019年 6 月	執行役員機能化学品事業部長
2001年 8 月	日本流通産業株式会社入社	2020年 6 月	執行役員 R C 担当、R C 室長
2002年12月	当社入社	2021年12月	執行役員サステナビリティ推進、R C 担当、サステナビリティ推進室長 兼 R C 室長
2011年 6 月	吸水性樹脂研究所長	2022年 6 月	執行役員サステナビリティ推進担当、 サステナビリティ推進室長（現在に 至る）
2013年 6 月	機能化学品研究所長		
2016年 6 月	理事機能化学品研究所長兼機能化学 品事業部開発室長		
2017年 6 月	執行役員機能化学品事業部副事業部 長兼開発室長		

選任理由

外資系企業などで経験を積んだ後、2002年に当社に入社し、新製品の研究、開発に従事した後、2017年から執行役員として事業部を担当いたしました。その後、R C、サステナビリティ推進を担当し、当社の環境保全、サステナビリティ経営に尽力してまいりました。当社グループ業務全般に精通し、当社経営の適切な監査・監督を行うことが期待できるため、このたび監査等委員である取締役候補者となりました。

候補者番号 | 2

きし がみ
岸上

けい こ
恵子 1957年 1 月28日生

再任 社外 独立



所有する当社株式数
300株

在任期間

社外取締役（監査等委員）
4 年
社外監査役
1 年

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1985年10月	港監査法人（現 E Y 新日本有限責任 監査法人）入所	2019年 6 月	E Y 新日本有限責任監査法人退職 株式会社オカムラ社外監査役（現在 に至る）
1989年 8 月	公認会計士登録	2020年 6 月	ソニー株式会社（現ソニーグループ 株式会社）社外取締役（監査委員） （現在に至る）
1997年12月	センチュリー監査法人（現 E Y 新日 本有限責任監査法人）社員		当社社外監査役
2004年 5 月	新日本監査法人（現 E Y 新日本有限 責任監査法人）代表社員（シニアパ ートナー）	2021年 6 月	当社社外取締役（監査等委員）（現 在に至る）
2018年 9 月	公益財団法人世界自然保護基金 （WWF）ジャパン理事（現在に至る）	2023年 3 月	DIC株式会社社外監査役（現在に至る）

選任理由

長年にわたる公認会計士としての専門的知識と幅広い見識を有するとともに、他社において社外取締役および社外監査役を務めております。また、2020年に当社社外監査役に就任して以来、取締役会においては率直かつ活発で建設的な発言・提言を行っていただいていることから、公正中立な立場から当社経営の監査・監督を強化することが期待できるため、引き続き監査等委員である社外取締役候補者となりました。同氏は、社外役員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

候補者番号 | 3



所有する当社株式数
0株

在任期間
2年

よし いけ
吉池

ふ じ お
富士夫

1953年1月15日生

再任

社外

独立

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1976年4月	東洋サッシ工業株式会社（現株式会社LIXIL）入社	2016年7月	飯田グループホールディングス株式会社執行役員
2009年10月	株式会社住生活サプライ（現株式会社LIXIL物流）代表取締役社長	2020年6月	株式会社吉池事務所代表取締役（現在に至る）
2011年4月	株式会社LIXIL常務執行役員購買・物流本部長	2021年6月	学校法人芝浦工業大学理事（現在に至る）
2013年10月	同社専務執行役員購買・物流本部長	2023年6月	当社社外取締役（監査等委員）（現在に至る）
2014年4月	同社専務執行役員Chief Global Procurement Officer(CGPO)		

選任理由

トステム株式会社（現株式会社LIXIL）において国内外の工場長を経験した後、同社と株式会社INAXの購買・物流機能を統合して設立された株式会社住生活サプライ代表取締役社長を務め、その後、株式会社LIXILに戻り専務執行役員としてグローバル購買を統括してまいりました。また、2023年に当社監査等委員である社外取締役に就任して以来、取締役会においては率直かつ活発で建設的な発言・提言を行っていただいていることから、公正中立な立場から当社経営の適切な監査・監督を行うことが期待できるため、引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

候補者番号 | 4



所有する当社株式数
0株

在任期間
—

みや もと
宮本

けい こ
圭子

1964年3月23日生

新任

社外

独立

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1992年4月	弁護士登録 第一法律事務所（現弁護士法人第一法律事務所）入所
2007年12月	弁護士法人第一法律事務所 社員弁護士（現在に至る）
2017年6月	SRSホールディングス株式会社社外取締役（監査等委員）（現在に至る）

選任理由

長年にわたる弁護士としての専門的知識と幅広い見識を有するとともに、他社において社外取締役および社外監査役を務めた経験を有しております。このような経験から、公正中立な立場から当社経営の監査・監督を強化することが期待できるため、このたび監査等委員である社外取締役候補者となりました。同氏は、社外役員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、岸上恵子および吉池富士夫を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 宮本圭子は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。
4. 岸上恵子および吉池富士夫と当社との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結しております。岸上恵子および吉池富士夫が監査等委員である取締役選任された場合、当社は、岸上恵子および吉池富士夫との上記責任限定契約を継続する予定であります。
5. 宮本圭子が監査等委員である取締役に選任された場合、同氏と当社との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、各取締役に被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結し、被保険者が負担することになる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害および訴訟費用等について填補することとしています。なお、本議案が原案どおり承認可決された場合、監査等委員である取締役候補者全員は当該保険契約の被保険者となり、任期中中に当該保険契約を更新する予定であります。
7. 在任期間は、本定時株主総会終結時点のものとなります。
8. 岸上恵子および吉池富士夫が当社の社外取締役在任中に、当社のグループ会社がお取引先様に対し、事前の通知を行わずに原材料の調達先を変更し、製品代金の過剰請求を行っていた事案が判明しました。各氏は、当該事案が判明するまで事態を認識しておりませんでした。日頃から当社取締役会等において内部統制の整備やコンプライアンス体制の強化について、注意喚起をしておりました。当該事案の判明後は、事実関係の調査、原因究明および再発防止策について提言・指示を行うなど、その職責を果たしております。

<ご参考 1 取締役会のスキルセット>

スキル（知識・経験・能力）	スキルの選定理由
企業経営	取締役会の役割は、経営の重要な意思決定や経営陣の監督であり、この役割を担うためには、企業経営にかかる経験・実績を持つ取締役が必要であるため。
技術戦略・研究開発	化学メーカーである当社が持続的に企業価値を向上させていくためには、技術戦略の策定、製品改良やユーザやマーケットの要望に応える新製品・新技術の開発が必要不可欠であり、技術戦略・研究開発の分野での知識・経験を持つ取締役が必要であるため。
生産技術・生産管理	工場の安全・安定操業および効率的かつ良質な製品の製造のためには生産管理・生産技術の知識・経験を持つ取締役が必要であるため。
品質保証	良質かつ安定した製品の製造および出荷のためには品質保証の知識・経験を持つ取締役が必要であるため。
法務・リスク管理	企業活動における適正の確保は経営の基盤であり、また、健全なリスクテイクの下で、企業価値の向上を図るためには、適切なリスクマネジメントが必要であり、法務・リスク管理の分野での知識・経験を持つ取締役が必要であるため。
財務・会計	正確な財務報告により株主に適切な情報を開示することはもとより、財務基盤の確保により、安定的に企業活動を推進するためには、財務・会計の分野での知識・経験を持つ取締役が必要であるため。
人事労務・人財戦略	企業が経営目標を達成し、企業価値を向上させていくためには、的確な人財戦略を計画し遂行することが重要であり、人事労務・人財戦略の分野での知識・経験を持つ取締役が必要であるため。
営業・事業	販売戦略・営業戦略を推進し、事業規模の拡大・収益性の向上のためには、化学品における営業・事業の分野での知識・経験を持つ取締役が必要であるため。
サステナビリティ・ESG	当社が社会の一員として活動し、ステークホルダーの期待に応え、炭素循環社会実現などの気候問題への対応をはじめ、持続可能な社会の実現に向けた取り組みを行っていくためには、サステナビリティ・ESGの分野での知識・経験を持つ取締役が必要であるため。

第1号議案および第2号議案が原案どおり承認可決された場合、取締役会の構成は、次のとおりであります。

氏 名	属性	企業経営	技術戦略・ 研究開発	生産技術・ 生産管理	品質保証	法務・ リスク管理	財務・会計	人事労務・ 人財戦略	営業・事業	サステナビ リティ・ ESG
織 田 佳 明	業務執行	●	●		●	●		●		●
町田 研一郎	業務執行	●				●	●			
東 矢 健 宏	業務執行	●							●	
中 村 顕 治	業務執行		●	●						
竹 下 憲 昭	非業務執行						●		●	
吉 本 明 子	社外独立							●		●
山 口 聖 (監査等委員)	常勤監査		●		●				●	●
岸 上 恵 子 (監査等委員)	社外独立					●	●			●
吉池 富士夫 (監査等委員)	社外独立	●		●					●	
宮 本 圭 子 (監査等委員)	社外独立					●				

＜ご参考 2 社外取締役の独立性に関する基準＞

当社では、以下①ないし⑨のいずれにも該当しない場合に、独立役員に指定できることとして
います。

- ① 当社および当社グループ会社の業務執行者（社外取締役を除く取締役、執行役員および従業員（名称の如何を問わず当社および当社グループ会社と雇用関係にある者））
- ② 当社の主要な顧客・取引先の業務執行者。主要な顧客・取引先とは、次のいずれかに該当する者をいう。
 - （ア） 当社に製品またはサービスを提供している取引先、または当社が製品またはサービスを提供している取引先のうち、独立役員に指定しようとする直近の事業年度 1 年間の取引総額が、当社単体売上高の 2 %を超える者または当社への売上高が 2 %を超える者。
 - （イ） 当社が借入れを行っている金融機関のうち、独立役員に指定しようとする直近の事業年度末における借入総額が、当社単体借入総額の 2 %を超える者。ただし、2 %以下であっても、有価証券報告書、事業報告等の対外公表文書に借入先として記載している金融機関は主要取引先に含める。
- ③ 当社から役員報酬以外の報酬を得ているコンサルタント、公認会計士、弁護士等の専門家のうち、独立役員に指定しようとする直近の事業年度における当社からの役員報酬以外の報酬支払総額が1,000万円を超える者
- ④ 当社と取引のあるコンサルティング・ファーム、税理士法人、法律事務所等の法人もしくは組合等の団体のうち、独立役員に指定しようとする直近の事業年度における当社への売上高が 2 %もしくは1,000万円のいずれか高い方を超える団体に所属する者
- ⑤ 当社の株主のうち、独立役員に指定しようとする直近の事業年度末における議決権保有比率が総議決権の10%以上（直接保有および間接保有の合算比率）である者またはその業務執行者
- ⑥ 当社が株式を保有している会社のうち、独立役員に指定しようとする直近の事業年度末における当社の議決権保有比率が総議決権の10%以上（直接保有および間接保有の合算比率）である者またはその業務執行者
- ⑦ 当社の法定監査を行う監査法人に所属する者
- ⑧ 過去において上記①に該当していた者、ならびに前 5 年間ににおいて上記②ないし⑦に該当していた者
- ⑨ 上記①ないし⑧のいずれかに該当する者の配偶者または 2 親等以内の親族

以上

企業集団の現況に関する事項

(1) はじめに

当社のグループ会社は、お取引先様との取り決めによって原材料の調達先別に販売価格が異なる特定の製品を製造・販売しておりますが、お取引先様に事前の通知を行わずに原材料の調達先を変更し、従前どおりの価格で出荷をしていた結果、過年度の取引分も含め、価格差として1,355百万円相当を過剰に受領していたことが判明しました。

お取引先様をはじめ関係各位に多大なるご迷惑とご心配をおかけしますことを、深くお詫び申し上げます。

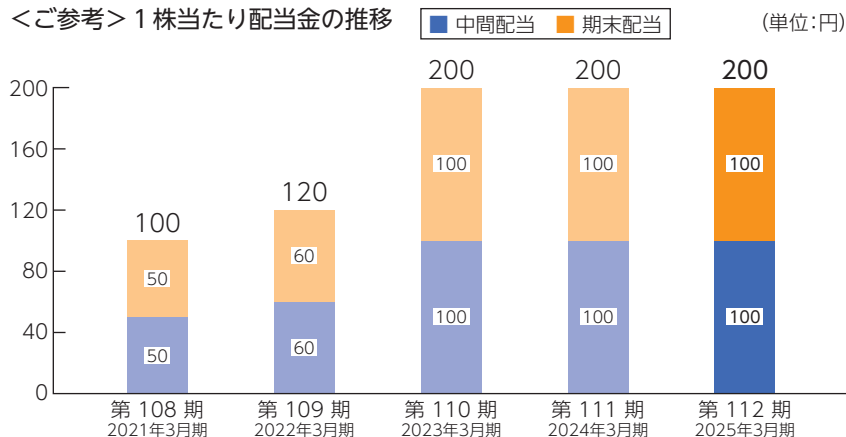
(2) 事業の経過およびその成果

当期の国内外の経済は、米国や欧州がインフレ率の低下を受けて利下げを実施する一方、国内では日銀が利上げを実施するなど、デフレ脱却への転換点を迎えました。また、地政学的な緊張や各国の貿易政策の変化により、先行きの不透明感が一層高まりました。

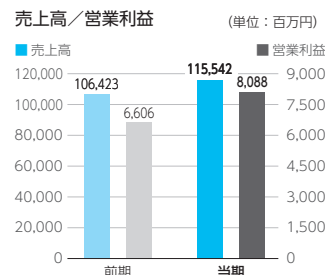
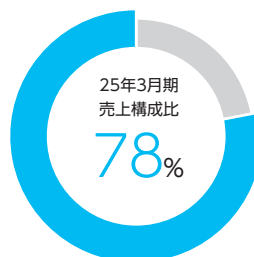
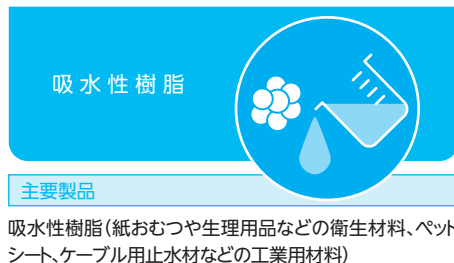
このような状況のもとで、当期の当社グループの売上高は1,475億7千1百万円（前期比3.2%増）、営業利益は107億1千2百万円（前期比12.4%増）となりました。経常利益は111億6百万円（前期比8.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は、お取引先様に対する製品代金の過剰請求に関連する費用および機能マテリアル事業の一部製品に関わる減損損失を特別損失に計上したことから59億6千1百万円（前期比3.3%減）となりました。また、1株当たり当期純利益は450.62円、ROEは6.3%となりました。

当社は、後記の「剰余金の配当等の決定に関する方針」に記載のとおり、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題の一つと考えており、配当性向30%以上を基準に、安定的な配当の実施および今後の事業展開に備えるための内部留保などを勘案して決定することを基本としております。この方針に基づき、当期の期末配当につきましては、1株につき100円として、実施させていただくことといたしました。これにより、中間配当(1株につき100円)を含めました当期の年間配当は1株につき200円(前期年間配当200円)となっております。

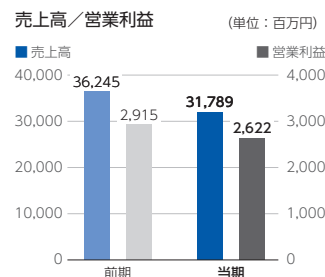
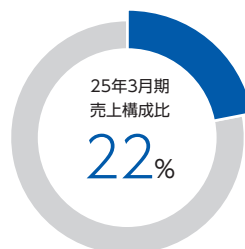
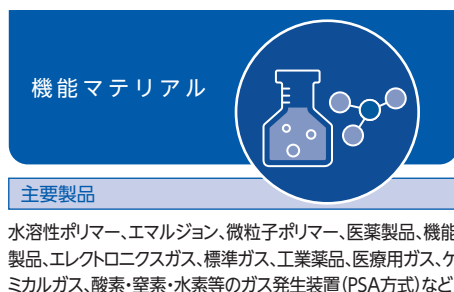
<ご参考> 1株当たり配当金の推移



事業別の状況は、次のとおりであります。



当事業では、売上高は1,155億4千2百万円（前期比8.6%増）、営業利益は80億8千8百万円（前期比22.4%増）となりました。これは、為替の影響や中国市場における販売数量の増加などによるものであります。



当事業では、売上高は317億8千9百万円（前期比12.3%減）、営業利益は26億2千2百万円（前期比10.0%減）となりました。エレクトロニクスガスの販売数量の増加はありましたが、I R ラテックスの事業が終了したことなどにより減収減益となりました。

当社グループは上記事業のほか、製造受託事業等を行っております。当事業では、売上高は2億3千9百万円（前期比24.6%減）、営業利益は2百万円となりました。

(3) 設備投資の状況

当期における設備投資の総額は、生産設備の増強・改善のための投資を中心に202億9千1百万円となりました。

(4) 資金調達の状況

当期に、グループの設備資金として株式会社三井住友銀行を主幹事とするシンジケートローンを組成し、50億円の調達を実施いたしました。

(5) 対処すべき課題

このたび、当社のグループ会社が、お取引先様と合意した原材料の調達先を無断で変更して製造した製品を販売し、原材料の変更のないものとして製品代金を請求していた事案が判明いたしました。当社はこの事態を重く受け止め、事態の再発防止とお取引先様にお届けする製品の品質確保を最重要課題と認識し、これに向けての真摯な取り組みを進めてまいります。

具体的には、品質・取引のコンプライアンスの徹底、管理・監査部門の実効的な監督・監査、グループガバナンスの強化に取り組んでまいります。品質・取引のコンプライアンスの徹底に関しましては、グループ会社を含めて、コンプライアンス教育を徹底するとともに、品質・取引の再点検を行い、発見した課題に早急に対策を行います。管理・監査部門の実効的な監督・監査に関しましては、組織間の相互牽制やチェック機能を再構成し、業務の適正を図ることができる体制を構築いたします。そして、グループガバナンスの強化に関しては、グループ会社の業務執行の適正の確保はもちろんのこと、お客様目線、品質目線での会社運営がなされているのかに力点を置いた統制を行います。これらに全社一体となって取り組み、再発防止とステークホルダーの皆様の信頼回復に努めてまいります。

当社グループは、2023年度から2025年度までの中期経営計画の重点施策として、「事業構造の強靱化」、「研究開発の結実」、「徹底した合理化」、「サステナビリティへの取り組み深化」に取り組んでおります。

事業構造の強靱化

吸水性樹脂事業では、インドなどアジア市場を中心に需要の増加が続くと想定し、さらなる販売増加を実現するため、シンガポール子会社において新しい製造設備を建設しており、2025年度内の完成を予定しております。同時に、プラントの生産性を向上させる合理化工事の継続的な実施などにより、販売シェアの維持・拡大を図ってまいります。

機能マテリアル事業では、I R ラテックスの販売終了が前倒しとなったことや、エレクトロニクスガスの販売が半導体市況低迷の影響を受けて低調に推移していることなどを受けて、中期経営計画の業績目標を大幅に下回る見通しです。不採算事業からの撤退を含めた事業ポートフォリオの見直しや売価は正による収益性の向上を図ってまいります。

研究開発の結実

吸水性樹脂事業では、これまで以上に環境・安全に配慮し、資材・廃棄物削減に資する新製品を順次開発し、上市しております。また、使用済み紙おむつから分離した吸水性樹脂の水平ケミカルリサイクル技術の開発などに取り組んでおります。工業化研究のさらなる効率化を図るため、姫路地区において吸水性樹脂のパイロット設備を建設いたしました。

機能マテリアル事業では、次世代半導体材料やリチウムイオン電池用電解液添加剤、絶縁被覆材料などの開発に取り組んでおります。

これらの新技術、新製品の開発を加速するため、別府地区で新研究棟の建設を進めており、2026年度の竣工を予定しております。

徹底した合理化

吸水性樹脂事業では、合理化プロジェクトで計画している原単位の改善や増産によるメリットを確実に発現させるとともに、CO₂排出原単位削減にも貢献する製造プロセスの改善など、さらなる合理化に取り組みます。現在建設中のシンガポールにおける新設備にはこれらの合理化を織り込んだ設計としております。

機能マテリアル事業では、生産性向上や徹底的なコスト削減に取り組んでおります。

さらに、全社横断の生産性向上の取り組みとして、基幹業務システムの活用による業務プロセスの改善、工場や研究所におけるデジタル技術の活用による業務の自動化・高速化などを推進しております。

サステナビリティへの取り組み深化

当社グループは、「衛生・健康・QOL向上へのアクセス」、「エネルギーへのアクセス」、「インフラ改良と技術革新」、「持続可能な消費と生産」、「ジェンダー平等」、「カーボンニュートラル実現」の6項目のマテリアリティを設定しております。各項目の取り組み状況を定量的に把握するためのKPIを定め、その目標達成に向けて具体的な施策を実行してまいります。カーボンニュートラル実現に向けた取り組みとしては、当社グループが排出するGHGの削減や、社会全体のGHG排出削減に貢献する低濃度CO₂分離回収や使用済みSAPのリサイクルなどの技術開発を進めてまいります。

2025年度の業績見通しは下表のとおりです。

(単位：別途記載のないものについては億円)

事業部門別	2025年度 見通し	2025年度 中期経営計画
吸水性樹脂	1,139	1,200
機能マテリアル	308	400
その他	3	—
売上高	1,450	1,600
吸水性樹脂	76	75
機能マテリアル	14	45
その他	0	—
営業利益	90	120
純利益	67	85
ROE	6.9%	8.5%
円/人民元	19.5	19.5
円/米ドル	145.0	135.0
国産ナフサ価格	65,000円/KL	70,000円/KL
3年間累計 研究費	83	90
3年間累計 設備投資	471	500
3年間平均 売上高成長率	0.5%	3.4%
3年間累計 営業C F	406	470
ROIC (2025年度)	5.7%	8.0%
D/Eレシオ (2025年度)	0.2	0.2以下
配当性向 (2025年度)	39.1%	30%以上

当社といたしましては、以上申しあげました状況を鑑み、新製品の開発を加速するとともに、機能マテリアル事業の事業戦略を抜本的に見直したうえで、改めて当社グループの中期的な業績目標を策定したいと考えております。株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

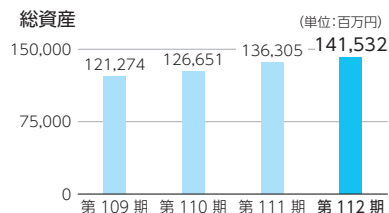
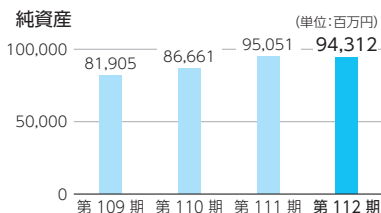
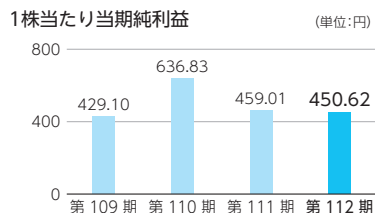
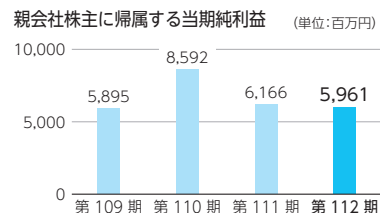
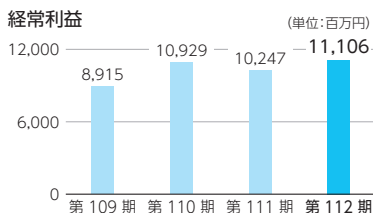
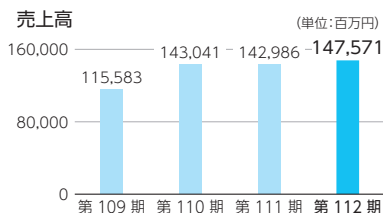
(6) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	第109期 (2022年3月期)	第110期 (2023年3月期)	第111期 (2024年3月期)	第112期 (2025年3月期) (当期)
売上高 (百 万 円)	115,583	143,041	142,986	147,571
経 常 利 益 (百 万 円)	8,915	10,929	10,247	11,106
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百 万 円)	5,895	8,592	6,166	5,961
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	429円10銭	636円83銭	459円01銭	450円62銭
純 資 産 (百 万 円)	81,905	86,661	95,051	94,312
総 資 産 (百 万 円)	121,274	126,651	136,305	141,532

(注) 1. 第111期に、固定資産の減損損失 791百万円を特別損失に計上しております。

2. 第112期に、過剰請求関連費用 1,355百万円を特別損失に計上しております。また、固定資産の減損損失 1,297百万円を特別損失に計上しております。



② 当社の財産および損益の状況の推移

区 分	第109期 (2022年3月期)	第110期 (2023年3月期)	第111期 (2024年3月期)	第112期 (2025年3月期) (当期)
売 上 高 (百 万 円)	65,183	78,643	79,075	78,038
経 常 利 益 (百 万 円)	5,752	6,760	7,277	7,932
当 期 純 利 益 (百 万 円)	3,256	5,544	4,825	4,808
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	237円03銭	410円91銭	359円20銭	363円44銭
純 資 産 (百 万 円)	57,493	60,614	62,158	62,925
総 資 産 (百 万 円)	80,402	85,984	91,848	97,128

(注) 1. 第110期に、子会社であるスミトモ セイカ ヨーロッパ S.A./N.V.に対し 30,000千ユーロ (4,145百万円) の増資を実施したことにより、同社に対する債務保証損失引当金戻入額 2,367百万円を特別利益に計上しております。また、同社の株式に対する関係会社株式評価損 2,061百万円を特別損失に計上しております。
2. 第111期に、固定資産の減損損失 784百万円を特別損失に計上しております。
3. 第112期に、固定資産の減損損失 766百万円を特別損失に計上しております。

(7) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

事業区分	主 要 製 品
吸 水 性 樹 脂 事 業	吸水性樹脂 (紙おむつや生理用品などの衛生材料、ペットシート、ケーブル用止水材などの工業用材料)
機能マテリアル事業	水溶性ポリマー、エマルジョン、微粒子ポリマー、医薬製品、機能製品、エレクトロニクスガス、標準ガス、工業薬品、医療用ガス、ケミカルガス、酸素・窒素・水素等のガス発生装置 (PSA方式) など

(8) 主要な事業所 (2025年3月31日現在)

① 当社

本 社	大阪、東京
営 業 所	大阪、東京
工 場	別府(べふ)工場 (兵庫)、姫路工場、千葉工場
研 究 所	開発研究所 (兵庫)、生産技術研究所 (兵庫)

② 重要な子会社

国 内	セイカテクノサービス株式会社（兵庫）	
	セイカリサーチ株式会社（兵庫）	
海 外	ベルギー	スミトモ セイカ ヨーロッパ S.A./N.V.
	韓国	スミトモ セイカ ポリマーズ コリア カンパニー リミテッド
	シンガポール	スミトモ セイカ シンガポール プライベート リミテッド
	韓国	住精ケミカル株式会社
	中国	住精科技（揚州）有限公司
	中国	住友精化（中国）投資有限公司
	台湾	台湾住精科技（股）有限公司

（注）スミトモ セイカ アメリカ インコーポレーテッドは当期に清算が終了したため、連結子会社から除外しております。

(9) 従業員の状況（2025年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
1,413名	+11名

（注）企業集団外への出向者は除いております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,040名	△2名	37.8歳	15.2年

（注）出向者は除いております。

(10) 主要な借入先 (2025年3月31日現在)

借入先	借入額 (残高)
	百万円
株式会社三井住友銀行	5,106
三井住友信託銀行株式会社	2,224
農林中央金庫	2,224

(注) 上記のほか株式会社三井住友銀行を主幹事とするシンジケートローン5,000百万円があります。

(11) 重要な子会社の状況 (2025年3月31日現在)

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
		%	
スミトモ セイカ ヨーロッパ S.A./N.V.	千ユーロ 94,885	100.00	吸水性樹脂・機能マテリアル製品等の製造・販売
スミトモ セイカ ポリマーズ コリア カンパニー リミテッド	百万ウォン 97,500	100.00	吸水性樹脂の製造・販売
スミトモ セイカ シンガポール プライベート リミテッド	千シンガポールドル 34,410 千米ドル 35,000	100.00	吸水性樹脂の製造・販売
住精ケミカル株式会社	百万ウォン 32,534	100.00	エレクトロニクスガスの製造・販売
住精科技 (揚州) 有限公司	百万円 1,800	100.00	化学品の製造受託事業
住友精化 (中国) 投資有限公司	百万円 1,000	100.00	中国における住友精化グループの地域統括会社 吸水性樹脂・機能マテリアル製品等の販売
台湾住精科技 (股) 有限公司	百万台湾ドル 220	100.00	エレクトロニクスガスの製造・販売
セイカテクノサービス株式会社	百万円 50	100.00	各種サービス業務
セイカリサーチ株式会社	百万円 10	100.00	技術動向調査

(注) 1. スミトモ セイカ シンガポール プライベート リミテッドは2024年10月30日に35,000千米ドル増資しております。
2. スミトモ セイカ アメリカ インコーポレーテッドは当期に清算が終了したため、連結子会社から除外しております。

会社役員に関する事項（2025年3月31日現在）

(1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長 (社長執行役員を兼務)	小 川 育 三	サステナビリティ推進統括
代表取締役 (専務執行役員を兼務)	濱 谷 和 弘	総務人事、法務、内部監査、物流、購買統括、総務人事室長
取締役 (専務執行役員を兼務)	東 矢 健 宏	事業部門統括
取締役 (常務執行役員を兼務)	町 田 研一郎	コーポレートコミュニケーション、経理企画、情報システム、業務改革推進統括、経理企画室長
取締役 (非業務執行)	重 森 隆 志	住友化学株式会社 顧問、稲畑産業株式会社 取締役
取締役	吉 本 明 子	ボストンコンサルティンググループ シニアアドバイザー、株式会社トーエネック 社外取締役、宝ホールディングス株式会社 社外監査役
取締役 (監査等委員（常勤）)	道 簀 守	
取締役 (監査等委員)	川 崎 全 司	川崎法律事務所 弁護士
取締役 (監査等委員)	岸 上 恵 子	公認会計士、株式会社オカムラ 社外監査役、公益財団法人世界自然保護基金（WWF）ジャパン 理事、ソニーグループ株式会社 社外取締役（監査委員）、DIC株式会社 社外監査役
取締役 (監査等委員)	吉 池 富士夫	株式会社吉池事務所 代表取締役、学校法人芝浦工業大学 理事

- (注) 1. 取締役吉本明子は、2024年6月27日開催の第111回定時株主総会におきまして、新たに取締役に選任され、就任いたしました。
2. 取締役吉本明子、川崎全司、岸上恵子および吉池富士夫は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 取締役（監査等委員）の岸上恵子は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査等委員の監査・監督機能を強化し、重要な社内会議からの情報収集および内部監査部門との十分な連携を可能にするため、常勤の監査等委員を選定しております。
5. 取締役吉本明子、川崎全司、岸上恵子および吉池富士夫は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

6. 当期中に退任した取締役は次のとおりであります。

退任時の地位	氏 名	退任時の担当および重要な兼職の状況
取締役 (常務執行役員を兼務)	村 越 傑	機能マテリアル部門統括、機能マテリアル事業部長
取締役	三 浦 州 夫	河本・三浦法律事務所 弁護士、旭情報サービス株式会社 社外監査役、株式会社神戸製鋼所 社外取締役（監査等委員）

(2024年6月27日付で任期満了により退任)

(ご参考) 執行役員（取締役兼務者を除く。）は、次のとおりであります。(2025年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当
常務執行役員	重 田 裕 基	炭素循環社会実現統括
常務執行役員	桒 本 弘 信	セイカテクノサービス株式会社代表取締役社長
常務執行役員	上 村 和 久	エンジニアリング、R C、製造部門統括、A Kプロジェクト担当、エンジニアリング室長
常務執行役員	栗 本 勲	技術、知的財産、研究部門統括、技術室長
執行役員	山 口 聖	サステナビリティ推進担当、サステナビリティ推進室長
執行役員	前 田 暢 浩	技術担当 セイカリサーチ株式会社代表取締役社長
執行役員	青 山 聡	事業部門担当、吸水性樹脂事業部長兼機能マテリアル事業部長 住友精化（中国）投資有限公司董事長 住精高分子技術（上海）有限公司董事長 住精国際貿易（上海）有限公司董事長
執行役員	中 村 顕 治	製造部門担当、姫路工場長兼生産管理室長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、非業務執行取締役である重森隆志、各社外取締役との間で、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

- ① 被保険者の範囲
当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社取締役、執行役員および子会社役員です。
- ② 填補の対象となる保険事故の概要
被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害および訴訟費用について填補します。
- ③ 被保険者の実質的な保険料負担割合
保険料は会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。
- ④ 役員等の職務の適正性が損なわれないようにするための措置
犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じています。

(4) 取締役の員数および報酬等の総額

(単位：百万円)

役員区分		対象となる 役員の員数	報酬等の総額	内 訳		
				基本報酬 (固定報酬)	業績連動報酬 (賞与)	業績連動報酬 (株式報酬)
取締役 (監査等委員を除く)	社内取締役および社外でない非業務執行取締役	6名	191	129	41	19
	社外取締役	2名	8	8	—	—
	合 計	8名	199	138	41	19
取締役 (監査等委員)	社内取締役	1名	21	21	—	—
	社外取締役	3名	25	25	—	—
	合 計	4名	46	46	—	—
合 計		12名	246	184	41	19

(注) 1. 上記には、2024年6月27日開催の第111回定時株主総会終結の時をもって退任した社内取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名および監査等委員でない社外取締役1名を含んでおります。

2. 業績連動報酬（賞与）の額には、当期に係る役員賞与引当金繰入額80百万円のうち、執行役員（取締役兼務者を除く。）に対する38百万円を除いた41百万円（取締役に対して41百万円）を含めております。

3. 業績連動報酬（株式報酬）は、譲渡制限付株式報酬として当期に費用計上した額を記載しております。

(5) 取締役および経営陣幹部の報酬について

① 報酬決定方針について

(ア) 基本的な考え方

- (i) 取締役および経営陣幹部（業務を統括する執行役員をいう。）の報酬制度は、業績目標の達成を動機付けるとともに、浮利を追うことなく長期的な企業価値向上の実現に資するものとします。
- (ii) 当社の事業規模や事業内容等を勘案するとともに、人材の確保・維持等の競争力のある水準とします。
- (iii) 報酬水準の合理性は、客観的資料を用いて検証します。
- (iv) 個別報酬額は、取締役および執行役員の兼務の有無、執行役員の役位（社長、専務、常務、役なし等）、ならびに独立の属性の有無に基づいて決定します。
- (v) 報酬の決定は、独立社外取締役がその構成の過半数を占める役員指名報酬委員会が関与することで、透明性と公正性を確保します。
- (vi) 監査等委員である取締役の報酬は、基本報酬のみとし、株主総会の決議によって定められた報酬総額の範囲内において、監査等委員の協議により決定します。

(イ) 報酬の構成

- (i) 取締役および経営陣幹部の報酬は、固定報酬としての「基本報酬」ならびに業績に応じた変動報酬（業績連動報酬）としての「賞与」および「株式報酬」で構成します。
- (ii) 業務を執行しない取締役は、経営の監視・監督の責務を担うことから、「基本報酬」のみとします。
- (iii) 業務を執行する取締役の各年度の基本報酬および業績連動報酬（「賞与」および「株式報酬」）の割合は、当該年度の中期経営計画（2023年度～2025年度）最終年度の目標業績指標である120億円を達成した場合に、取締役および執行役員の兼務の有無ならびに執行役員の役位（以下、「役位等」という。）に応じて以下の範囲となるように設計します。

基本報酬 (固定報酬)	業績連動報酬 (賞与)	業績連動報酬 (株式報酬)
64～69%	20～27%	9～13%

※1株当たりの株価を2025年3月31日終値である5,000円で算定しています。

(ウ) 基本報酬

- (i) 「基本報酬」は、職務に対する基礎的な報酬として機能するように、役割や職責に応じた設計とします。

(ii) 「基本報酬」は、毎月、現金で支給します。

(エ) 業績連動報酬

(i) 「賞与」は、中期経営計画に定める業績達成の短期インセンティブとして、毎事業年度の連結業績に応じて変動する設計とし、毎年一定の時期（6月末を予定）に現金で支給します。

(ii) 「株式報酬」は、株主との一層の価値共有の推進と会社の持続的な成長に向けた中長期インセンティブとなる設計とし、取締役会で定める時期に支給します。

② 各報酬要素の仕組み

(ア) 基本報酬

(i) 基本報酬額は、任期中（1年間）は固定とします。

(ii) 当社の「会社の規模」（売上高、時価総額、従業員数）および「収益力」（営業利益、ROE、D/Eレシオ）が変動した場合は、次期任期より額を変更します。

(イ) 業績連動報酬・賞与（短期インセンティブ）

(i) 当該事業年度の連結営業利益が50億円以上であることを条件に支給し、賞与算出フォーミュラに基づいて決定します。

賞与算出フォーミュラ：「業績指標」×「係数」

(ii) 「業績指標」は、毎事業年度の連結業績を反映させるため、当該事業年度の連結営業利益と金融収支の合算値とします。なお、当事業年度における業績指標の実績値は11,076百万円でした。

(iii) 「係数」は、前述の比率に基づき、各役位の賞与額（役位等に応じて定め、取締役を兼務する場合および役位が上位ほど大きくなる）を算出し、当該賞与額を目標の120億円で除して設定します。

(iv) 賞与算出フォーミュラに基づいて決定された各人の賞与額の±10%の範囲内で、個別の職務成果を反映させることを可能とします。ただし、賞与額の総和は変えないものとします。

(ウ) 業績連動報酬・株式報酬（中長期インセンティブ）

(i) 役位等別に定めた株数の譲渡制限付当社普通株式を支給します（ただし、当社は、当該株式価額に相当する金銭債権を支給し、取締役および経営陣幹部は、当該金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式の発行または処分を受けるものとします）。

(ii) 株数は、上記①(イ)(iii)の比率に基づき設定し、取締役兼務の場合および上位の役位ほど大きくなるよう設定します。

(iii) 当社が定める地位を退任するまでの間、保有を義務付けるものとします。

③ 役員報酬決定の機関と方法

(ア) 株主総会

監査等委員でない取締役の報酬総額は、2021年6月25日開催の第108回定時株主総会において、年額3億6千万円以内（うち社外取締役分2千万円以内）とすることを決議しています。当該決議に係る会社役員の数（員数）は、監査等委員でない取締役8名（うち社外取締役1名）です。

監査等委員である取締役の報酬総額は、2021年6月25日開催の第108回定時株主総会において、年額6千万円以内とすることを決議しています。当該決議に係る会社役員の数（員数）は、監査等委員である取締役4名です。

取締役（監査等委員である取締役、社外取締役および非業務執行取締役を除く。）に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬総額は、2023年6月23日開催の第110回定時株主総会において、年額9千万円以内とすることを決議しています。当該決議に係る会社役員の数（員数）は、取締役（監査等委員である取締役、社外取締役および非業務執行取締役を除く。）5名です。

(イ) 取締役会および諮問機関

当社は、監査等委員でない取締役および経営陣幹部の報酬決定の諮問機関として、役員指名報酬委員会を設置しています。本委員会は、社長、人事担当取締役および4名の独立社外取締役で構成され、監査等委員でない取締役および経営陣幹部の報酬に関しては、制度、水準および具体的支給額等の決定に関して取締役会に助言することで、その透明性と公正性を図ることを目的としています。

取締役会は、役員指名報酬委員会からの助言を受け、監査等委員でない取締役および経営陣幹部の報酬の決定方針および方法を審議、決定しています。当該事業年度における監査等委員でない取締役および経営陣幹部の個別報酬額は、経営トップのリーダーシップの下で会社経営を執り行うため、取締役会決議により代表取締役社長小川育三に委任して決定しています。社長への委任の条件として、監査等委員でない取締役および経営陣幹部の個別報酬額を当該方針に従って決定することと、役員指名報酬委員会に対し個別報酬額が上記報酬決定方針に照らして妥当であるか否かについて諮問を行い、同委員会より妥当である旨の答申を受けることとしています。これにより、社長の権限行使の適切性を確保するとともに、取締役会においても、監査等委員でない取締役および経営陣幹部の個別報酬額が当該方針に沿うものと判断しています。

（注）本事業報告に記載しております数字は、金額および株式数については表示単位未満の端数を切り捨て、その他は四捨五入により表示しております。

株主総会会場ご案内図

会場

大阪市中央区北浜四丁目5番33号 住友ビル11階大会議室

電話 06-6220-8508

交通のご案内

- 御堂筋線
淀屋橋駅
中南改札 ⇒ 10号出口 (徒歩3分)
- 京阪電車
大江橋駅 ⇒ 6号出口 (徒歩5分)
- 四つ橋線
肥後橋駅
北改札 ⇒

1-A号出口	} (徒歩6分)
5-A号出口	
1-B号出口	



株主優待について

当社では、多くの株主様に、当社への理解を深めていただくとともに、当社株式を長期間にわたり保有していただくことを目的として、株主優待制度を設けております。

◇優待内容

100株（1単元）以上を半年以上継続保有の株主様（※）に対しQUOカード1,000円分

※「半年以上継続して」保有されているかどうかは、3月31日および9月30日現在で、株主名簿に同じ株主番号で2回以上連続して記載されていることをもって判断いたします。

第112回定時株主総会招集ご通知に際しての その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）

第112期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

事業報告

社外役員に関する事項

会社の株式に関する事項

会計監査人に関する事項

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

剰余金の配当等の決定に関する方針

連結計算書類

連結貸借対照表

連結損益計算書

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

計算書類

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

個別注記表

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

監査等委員会の監査報告書

電子提供措置事項のうち、上記の事項につきましては、法令および当社定款第14条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面から省略しております。

住友精化株式会社

社外役員に関する事項（2025年3月31日現在）

(1) 重要な兼職の状況ならびに当該兼職先との関係

社外役員の重要な兼職の状況は、前記「会社役員に関する事項」中「(1) 取締役の氏名等」の「担当および重要な兼職の状況」に記載のとおりであります。社外取締役吉本明子ならびに社外取締役（監査等委員）川崎全司、岸上恵子および吉池富士夫の各々の兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

(2) 社外役員の活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況および 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	吉 本 明 子	取締役就任後に開催の取締役会に出席し（取締役会10回のうち9回）、労働政策や雇用機会均等などに関する専門的知識と幅広い見識を持つ立場から、議案の審議等において必要に応じ発言を行っているほか、以下の会合に出席し経営に関する意見を述べ、期待される役割である経営の監督機能を十分に果たしました。 ・代表取締役社長、監査等委員および社外取締役による定期的会合 ・監査等委員と社外取締役による定期的会合 ・独立社外取締役による定期的会合
取締役 (監査等委員)	川 崎 全 司	当期開催の取締役会および監査等委員会に出席し（取締役会13回のうち13回、監査等委員会15回のうち15回）、弁護士としての専門的見地から、議案の審議等において必要に応じ発言を行っているほか、以下の会合に出席し経営に関する意見を述べ、期待される役割である経営の監督機能を十分に果たしました。 ・代表取締役社長、監査等委員および社外取締役による定期的会合 ・監査等委員と社外取締役による定期的会合 ・独立社外取締役による定期的会合
取締役 (監査等委員)	岸 上 恵 子	当期開催の取締役会および監査等委員会に出席し（取締役会13回のうち13回、監査等委員会15回のうち15回）、公認会計士としての専門的見地から、議案の審議等において必要に応じ発言を行っているほか、以下の会合に出席し経営に関する意見を述べ、期待される役割である経営の監督機能を十分に果たしました。 ・代表取締役社長、監査等委員および社外取締役による定期的会合 ・監査等委員と社外取締役による定期的会合 ・独立社外取締役による定期的会合
取締役 (監査等委員)	吉 池 富 士 夫	当期開催の取締役会および監査等委員会に出席し（取締役会13回のうち13回、監査等委員会15回のうち15回）、企業経営にかかる経験・実績を持つ立場としての見地から、議案の審議等において必要に応じ発言を行っているほか、以下の会合に出席し経営に関する意見を述べ、期待される役割である経営の監督機能を十分に果たしました。 ・代表取締役社長、監査等委員および社外取締役による定期的会合 ・監査等委員と社外取締役による定期的会合 ・独立社外取締役による定期的会合

(注) 当期中、当社のグループ会社がお取引先様に対し、事前の通知を行わずに原材料の調達先を変更し、製品代金の過剰請求を行っていた事案が判明しました。社外役員の各氏は、当該事案が判明するまで事態を認識しておりませんでした。日頃から当社取締役会等において内部統制の整備やコンプライアンス体制の強化について、注意喚起をしておりました。当該事案の判明後は、事実関係の調査、原因究明および再発防止策について提言・指示を行うなど、その職責を果たしております。

会社の株式に関する事項（2025年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数

40,000,000株
- (2) 発行済株式の総数

13,987,220株
- (3) 株主数

40,685名
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
住友化学株式会社	4,195	32.01
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,264	9.64
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	473	3.61
JP MORGAN CHASE BANK 385632	415	3.17
住友生命保険相互会社	310	2.37
株式会社三井住友銀行	215	1.64
多木化学株式会社	206	1.57
三井住友信託銀行株式会社	194	1.48
住友精化社員持株会	180	1.38
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	124	0.95

(注) 上記のほか当社所有の自己株式(880,645株)があります。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当期中に職務執行の対価として会社役員および執行役員に交付した株式の状況

区 分	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員である取締役、社外取締役および非業務執行取締役を除く。）	3,750 株	4名
取締役を兼務しない執行役員	3,000 株	8名

会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

内 容	支払額
報酬等の額	51百万円
非監査報酬等の額	－百万円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の 財産上の利益の合計額	51百万円

- (注) 1. 当社監査等委員会は、取締役、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などを検討した結果、会計監査人の報酬等を同意いたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会社法第340条に定める会計監査人の解任のほか、会計監査人の独立性、その職務の遂行状況等に鑑み、会計監査人が継続して職務を遂行することに関し重大な疑義が生じた場合には、会計監査人の解任または不再任について株主総会に提出する議案の内容を決定する方針です。

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

当社は、グループ企業理念の下で、業務が適正に行われることを確保するため、会社法および会社法施行規則に基づき、取締役会において、以下の体制（内部統制システム）を決議しています。

この体制の下で、業務執行を行う社長および各担当取締役は、職務に応じて内部統制システムを具体的に整備・運用する責任を負い、内部統制委員会は、定期的にその状況のモニタリングを行っています。また、取締役会は、内部統制システムの運用状況の監督、および状況変化に応じて体制そのものを見直すことにより、内部統制システムの実効性の確保と向上を図っています。

(1) 当社および当社グループの取締役および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

■ 体制

- ① 当社および当社グループの行動規範を定め、役職員がこれに従った行動をするように徹底する。重大な法令または定款違反を発見した場合には、監査等委員会および取締役会に報告を行うほか、これらに該当しない違反についても、所定の報告を行う。
- ② 適正かつ効率的に業務遂行を行うための具体的な手順を定め、これに基づいて職務を執行する。
- ③ コンプライアンスの確保のため、当社および当社グループ会社における教育・研修を実施し、グループ全体でのコンプライアンスの推進・徹底に努める。
- ④ コンプライアンス委員会を設置し、当社および当社グループにおけるコンプライアンスの監督を行う。
- ⑤ 内部通報制度を設け、コンプライアンス違反またはそのおそれがある行為について、当社および当社グループの役職員が社内外に設置された通報窓口へ直接通報することができる体制および環境を整備する。
- ⑥ 内部監査を担当する専任部署を設置し、当社および当社グループにおける業務遂行の監査を実施し、問題を発見した場合には改善を行う。
- ⑦ 反社会的勢力とは取引関係も含めた一切の関係を排除する。
- ⑧ 当社グループ会社の取締役および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するため、当社が職務執行の管理および監督を行う。

■ 運用状況

- ① 当社は、住友精化グループ行動憲章、規程等のルールを制定し、これらに基づいて職務執行することにより、法令・定款への適合性を含めた業務の適正かつ効率化を図っています。また、これらのルールについては、適宜見直しを実施しています。法令または定款違反を発見した場合の報告についても、これらのルールで手続き等を定めています。
- ② 内部統制委員会およびリスク・コンプライアンス委員会を設置し、経営陣および現場のレベルで、当社のコンプライアンス上の課題の抽出、対策の検討および実施状況の監督を実施し、当社のコンプライアンスの確保を図っています。取締役会は、内部統制委員会等からの報告の受領およびこれへの指示を通じて、当社のコンプライアンス体制の運用を監督しています。
- ③ 当社は、コンプライアンスの確保のため、すべての役職員を対象としたコンプライアンス研修を毎年実施しています。
- ④ 不正やコンプライアンス違反の通報窓口として、内部通報制度を運用し、通報者の秘匿・保護・不利益な取扱いの禁止のルールの下で、当社および当社グループにおける役職員の業務執行の適正を担保しています。個別の内部通報の受理・対応状況については、客観的な適切性を確保するために、社外弁護士への報告とその評価を受けており、具体的対応に問題がないことを確認しています。また、取締役会は、担当取締役からの報告の受領およびこれへの指示を通じて、当社の内部通報の運用を監督しています。
- ⑤ 業務監査は、内部監査部によるものに加え、RC、品質管理、情報システム等の専門的な知識が必要な分野において、適宜適切な部署に監査業務を委任する体制をとっています。また、監査等委員会監査や内部監査の結果、改善が必要と認められる場合には、対象部署に対し改善措置を求めるとともに、改善措置の実施についてフォローアップ監査を定期的に行うことにより、業務の適正化を確実なものとしています。当期中におきましては、実地監査を中心に業務監査を実施しています。

(2) 当社の取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

■ 体制

職務執行に係る情報は、管理規程を定め、この規程および法令に基づき、情報の性質および重要度に応じた保存および管理を行う。

■ 運用状況

取締役の職務執行に係る情報については、「文書取扱規程」、「経理規程」等に基づき、適切に保存し、管理しています。当期中におきましては、電子取引の取引情報に係る電磁的記録を適正に保存するために必要な事項を定めた規程を適切に運用したほか、業務効率化の観点から保存文書の電子化や、契約書における電子署名（いわゆる電子契約）の推進を実施しました。

(3) 当社および当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

■ 体制

- ① 平常時のリスクマネジメントおよび災害や事故等の緊急事態時の手続きに関する規程を定める。
- ② 当社および当社グループ会社のリスクマネジメントを推進する部署を定め、緊急事態等の発生防止ならびに発生時の被害、損失および不利益の極小化のための取り組みを実施する。
- ③ リスク委員会を設置し、当社および当社グループにおけるリスクマネジメントの監督を行う。
- ④ 当社の経営上のリスクに関する情報を、取締役会等に適切に報告できるように、報告体制を整備する。
- ⑤ 当社は、上記管理体制の運用状況を定期的に点検し、管理体制の運用や有効性に課題が発見された場合はその改善に取り組む。

■ 運用状況

- ① 「リスク・緊急事態マネジメント規程」を改定し、平常時のリスクマネジメント活動の内容および災害や事故等の緊急事態時の対応の強化を図りました。
- ② また、同規程では、当社および当社グループ会社のリスクマネジメントを推進する部署を定めています。加えて、災害、事故等の緊急事態時の対応に関して必要な事項を定め、緊急事態による被害、損失および不利益の極小化を図るための取り組みを定めています。
- ③ 内部統制委員会を設置し、同委員会が会社法上の内部統制システムの整備・運用および金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制体制の整備・運用およびこれに対する評価状況についての監督を行っています。また下部組織として、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、内部統制委員会へ報告させることで、具体的なリスク管理体制の構築および運営ならびにその監督を行っています。
- ④ 取締役会は、内部統制委員会等からの報告の受領およびこれへの指示を通じて、当社のリスクマネジメント体制の運用を監督しています。
- ⑤ 内部統制委員会や取締役会において管理体制の運用状況を定期的に点検し、課題が発見された場合はリスク・コンプライアンス委員会に指示を行い、同委員会において改善に取り組むこととしています。

(4) 当社および当社グループの取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

■ 体制

- ① 当社および当社グループの取締役の職務執行が効率的に行われるよう、取締役が統括する各組織の権限および責任を明確に定めた規程を制定し、これに基づいた運営を行う。
- ② グループ全体の経営情報を容易かつ迅速に把握するため、ＩＴシステムを整備し、経営の効率化を図る。

■ 運用状況

- ① 「事務章程」、「決裁規程（決裁基準表）」その他の規程を定め、権限の委譲と役割分担の明確化と、職務執行の効率化を図っています。なお、上記の２規程は、業務効率化の観点から、年に一度の見直しを実施することとしております。当期中も必要な改定については実施済みです。
- ② また、効率的な会社経営を行うために基幹業務システムを導入し、経営状況に関する情報を適切に把握しています。当期中におきましては、ＩＴ環境をさらに強化し、リモートワークやリモート会議を実効的に実施できるようにしました。

(5) 当社グループの取締役等の職務執行に係る事項の当社への報告に関する体制その他当社グループの業務の適正を確保するための体制

■ 体制

- ① 当社グループ会社における職務執行に際し、当社の承認および当社への報告に関する基準ならびにその手続きを定め、当社は承認または報告に対する指導を行う。また、当社グループ各社における経営上の重要事項については、付議基準を定め、これに基づき、当社取締役会等において審議する。
- ② 当社は、当社グループ会社の業務の適正化を図るため、当社グループ会社の管理を担当する部署および仕組みを定める。

■ 運用状況

「グループ運営規程」を制定し、当社グループ各社から当社への報告に関する基準および手続きならびに当社における承認等の手続きを定めています。また、当社グループ各社における経営上の重要事項については、同規程に基づき、当社取締役会において審議し、決議しています。加えて、当社グループ会社の管理を担当する当社側の部署および仕組みも定めています。

(6) 監査等委員会の補助使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項および監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

■ 体制

補助使用人の設置およびその独立性の確保のための規程、補助使用人に対する監査等委員会の指示の実効性確保に関する規程を定める。

■ 運用状況

「監査等委員会監査の実効性確保に関する規程」を定め、補助使用人の設置およびその独立性の確保、補助使用人に対する監査等委員会の指示の実効性確保に関する体制を整備しています。

(7) 監査等委員会への報告に関する体制

■ 体制

- ① 当社および当社グループの取締役および従業員は、監査等委員会から監査に必要な事項について報告を求められた場合または法令により報告が必要な場合は、速やかに、報告を実施する。
- ② 内部監査担当部が実施する内部監査の計画、実施の経過およびその結果について、監査等委員会に報告する。
- ③ 監査等委員会への報告を行った者について、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行わないことを定めた規程を定める。

■ 運用状況

監査等委員会の要請に応じて、取締役および使用人が適宜報告し、また、内部監査部による業務監査の結果等についても報告しています。さらに、「監査等委員会監査の実効性確保に関する規程」において、監査等委員会への報告を理由として不利益な取扱いを行わないことを明確に定めています。

(8) 監査等委員の職務執行に生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

■ 体制

監査等委員の職務執行に係る費用について予算措置をとるとともに、適切な範囲内で負担する。

■ 運用状況

監査等委員の職務執行に係る調査費用、研修費用等は、予算措置をとるとともに、適切な範囲で負担しています。

(9) その他監査等委員会の監査の実効的な実施を確保するための体制

■ 体制

- ① 監査等委員は、社内重要会議への出席や、重要会議の議事録、決裁、契約書その他の監査等委員会の監査に必要な情報を閲覧できるものとする。
- ② 社長と監査等委員の定期的な意見交換のための会合を行う。

■ 運用状況

取締役会、役員連絡会、経営会議等の重要な会議への出席や、重要な決裁伺の供覧をルール化し、監査等委員会への報告に関する体制を整備しています。また、Web会議を活用して監査等委員・社外取締役と社長の会合を開催し、当社および当社グループの状況について意見交換を実施しています。

剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、剰余金の配当に関しては、株主還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、配当性向30%以上を基準に、安定的な配当の実施および今後の事業展開に備えるための内部留保などを勘案して決定することを基本としております。また、内部留保につきましては、業績の向上と経営基盤の強化につながる生産体制拡充、コスト競争力の強化および市場ニーズに対応した製品の研究開発に投資してまいります。

(注) 本事業報告に記載しております数字は、金額および株式数については表示単位未満の端数を切り捨て、その他は四捨五入により表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
(資産の部)	
流動資産	80,122
現金及び預金	16,863
受取手形	2,437
売掛金	28,588
契約資産	258
商品及び製品	21,168
仕掛品	533
原材料及び貯蔵品	4,117
その他	6,172
貸倒引当金	△17
固定資産	61,409
有形固定資産	51,682
建物及び構築物	14,857
機械装置及び運搬具	9,103
土地	4,467
リース資産	1,472
建設仮勘定	20,060
その他	1,719
無形固定資産	4,124
ソフトウェア	2,797
ソフトウェア仮勘定	1,316
その他	10
投資その他の資産	5,602
投資有価証券	1,198
退職給付に係る資産	2,551
繰延税金資産	377
その他	1,475
貸倒引当金	△0
資産合計	141,532

科 目	金 額
(負債の部)	
流動負債	40,520
買掛金	17,504
契約負債	118
短期借入金	13,328
リース債務	171
未払金	3,299
未払法人税等	1,432
過剰請求関連費用引当金	1,297
賞与引当金	942
役員賞与引当金	80
その他	2,342
固定負債	6,699
長期借入金	5,000
リース債務	364
繰延税金負債	673
退職給付に係る負債	661
負債合計	47,219
(純資産の部)	
株主資本	83,800
資本金	9,732
資本剰余金	7,587
利益剰余金	69,685
自己株式	△3,203
その他の包括利益累計額	10,511
その他有価証券評価差額金	664
繰延ヘッジ損益	△215
為替換算調整勘定	8,613
退職給付に係る調整累計額	1,450
純資産合計	94,312
負債・純資産合計	141,532

連結損益計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		147,571
売上原価		116,890
売上総利益		30,681
販売費及び一般管理費		19,968
営業利益		10,712
営業外収益		
受取利息及び配当金	650	
為替差益	88	
補助金収入	76	
その他	72	887
営業外費用		
支払利息	286	
その他	207	493
経常利益		11,106
特別利益		
投資有価証券売却益	62	
在外子会社清算に伴う為替換算調整勘定取崩益	60	
受取保険金	51	
その他	0	174
特別損失		
過剰請求関連費用	1,355	
減損損失	1,297	
固定資産除却損	205	
災害による損失	98	2,957
税金等調整前当期純利益		8,322
法人税、住民税及び事業税	2,641	
法人税等調整額	△279	2,361
当期純利益		5,961
親会社株主に帰属する当期純利益		5,961

連結株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	9,714	7,569	66,384	△2,208	81,459
当期中の変動額					
新株の発行（譲渡制限付株式報酬）	17	17	—	—	35
剰余金の配当	—	—	△2,660	—	△2,660
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	5,961	—	5,961
自己株式の取得	—	—	—	△995	△995
株主資本以外の項目の当期中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
当期中の変動額合計	17	17	3,300	△995	2,341
当期末残高	9,732	7,587	69,685	△3,203	83,800

	その他の包括利益累計額					純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	869	—	11,209	1,513	13,592	95,051
当期中の変動額						
新株の発行（譲渡制限付株式報酬）	—	—	—	—	—	35
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△2,660
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—	—	5,961
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△995
株主資本以外の項目の当期中の変動額(純額)	△205	△215	△2,595	△63	△3,080	△3,080
当期中の変動額合計	△205	△215	△2,595	△63	△3,080	△739
当期末残高	664	△215	8,613	1,450	10,511	94,312

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	11社
連結子会社の名称	スミトモ セイカ ヨーロッパ S.A./N.V.、スミトモ セイカ ポリマーズ コリア カンパニー リミテッド、スミトモ セイカ シンガポール プライベート リミテッド、住精ケミカル(株)、住精科技（揚州）有限公司、住友精化（中国）投資有限公司、台湾住精科技（股）有限公司、住精国際貿易（上海）有限公司、セイカテクノサービス(株)、住精高分子技術（上海）有限公司、セイカリサーチ(株) なお、スミトモ セイカ アメリカ インコーポレーテッドは当期に清算が終了したため、連結子会社から除外している。

2. 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社のうち、住精科技（揚州）有限公司の決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用している。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っている。

3. 会計方針に関する次に掲げる事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券	その他有価証券……………市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している） 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
② デリバティブ……………	時価法
③ 棚卸資産	仕掛品……………個別法による原価法 その他の棚卸資産……………主として総平均法による原価法 (上記はいずれも貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定している)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産……………	定額法 (リース資産を除く) 主な耐用年数 建物及び構築物……………7～50年 機械装置及び運搬具……………3～8年
② 無形固定資産……………	定額法 (リース資産を除く) なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいている。
③ リース資産……………	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

② 賞与引当金

従業員賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき、当連結会計年度に負担すべき額を計上している。

③ 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき、当連結会計年度に負担すべき額を計上している。

④ 過剰請求関連費用引当金

連結子会社における製品代金の過剰請求に係る返納金等の将来の支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を引当計上している。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る資産及び退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき計上している。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしている。

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を費用処理することとしている。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整のうえ、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上している。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、次の5ステップアプローチに基づき、約束した製品または役務を顧客に移転し、顧客が当該製品または役務に対する支配を獲得した時に収益を認識している。

ステップ1：契約の識別

ステップ2：履行義務の識別

ステップ3：取引価格の算定

ステップ4：履行義務への取引価格の配分

ステップ5：履行義務の充足による収益の認識

当社グループは吸水性樹脂、機能マテリアル等の事業を展開しており、これらの製品等の販売については、契約の定めに基づき顧客に製品等を引渡した時点やインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時点において、顧客が当該製品等に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、当該履行義務の充足時点で収益を認識している。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、製品等の国内取引において、出荷時から当該製品等の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識している。

機能マテリアル事業における工事契約等の一部の履行義務については、製品または役務に対する支配が一定期間にわたり移転することから、履行義務の進捗に応じて一定期間にわたり収益を認識している。進捗度は、見積原価総額に対する実際原価の割合によるインプット法で測定している。

但し、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第95項に定める代替的な取扱いを適用し、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識している。

また、収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引き及び返品などを控除し、重大な戻入れが発生しない可能性が高い範囲で認識している。また、対価は通常、履行義務の充足から概ね1年以内に回収しており、重要な金融要素は含んでいない。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用している。なお、特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理を採用している。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：金利スワップ、通貨オプション

ヘッジ対象：外貨建債権債務、借入金利息

③ ヘッジ方針

当社の内部規程である「為替リスク管理規程」などにに基づき、為替変動リスク、金利変動リスクをヘッジしている。

④ ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップ及び通貨オプションは、原則として、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象のキャッシュ・フローの変動の累計額とヘッジ手段のキャッシュ・フローの変動の累計額とを比較し、その比率を基礎に判断しているが、契約の内容等によりヘッジに高い有効性が明らかに認められる場合及び特例処理を採用している金利スワップについては有効性の判定を省略している。

(7) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

控除対象外消費税等の会計処理の方法

資産に係る控除対象外消費税等は発生連結会計年度の期間費用としている。

(会計上の見積りに関する注記)

過剰請求関連費用引当金

(1)当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
過剰請求関連費用引当金	—	1,297

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結子会社における製品代金の過剰請求に関し、損失の発生が予想され、かつ、その金額を合理的に見積ることができる費用等について、過剰請求関連費用引当金を計上している。

今後の取引先等との協議結果等によっては、当社の連結業績に影響を及ぼす可能性があるが、現時点でその影響額を合理的に見積ることが困難なものについては、過剰請求関連費用引当金の計上は行わず、偶発債務として注記している。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 111,469百万円
2. 有形固定資産の取得価額から控除されている在庫補助金による圧縮記帳額 436百万円

3. 偶発債務

当社の連結子会社における製品代金の過剰請求に係る返納金を特別損失に引当計上しているが、今後の取引先等との協議結果等によっては当社の連結業績に影響が生じる可能性がある。なお、現時点ではその影響額を合理的に見積もることは困難である。

(連結損益計算書に関する注記)

1. 過剰請求関連費用

連結子会社における製品代金の過剰請求に関し、取引先と交渉を進めている返納金について将来において支出が見込まれる金額として1,355百万円を特別損失として引当計上した。

2. 減損損失

当連結会計年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上した。

(単位：百万円)			
場所	用途	種類	減損損失額
台湾	ガス製造設備等	建物及び構築物	246
		機械装置及び運搬具	253
		リース資産	13
		その他	17
当社（別府工場）	医薬品関連製品・機能性材料製造設備等	建物及び構築物	75
		機械装置及び運搬具	317
		その他	12
当社（千葉工場）	ポリエチレン粉末製造設備等	建物及び構築物	182
		機械装置及び運搬具	136
		その他	41

当社グループは、事業用資産については管理会計上の区分に基づき、遊休資産等については個々の資産をひとつの単位として、グルーピングを行っている。

当社の連結子会社で、ガスの製造・販売を事業内容とする台湾住精科技（股）有限公司が保有するガスの製造設備等について、収益性低下により帳簿価額全額を減額し、当該減少額を減損損失(531百万円)として特別損失に計上した。

当社の国内工場で製造している一部の機能マテリアル事業の製品（別府工場：医薬品関連製品・機能性材料等、千葉工場：ポリエチレン粉末等）について、足元の事業環境を踏まえて将来の回収可能性を検討した結果、当該製品群の製造設備等の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額766百万円（別府工場：406百万円、千葉工場：360百万円）を減損損失として特別損失に計上した。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数
普通株式 13,987,220株
2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項
2024年5月13日開催の取締役会決議による配当
株式の種類 普通株式
配当金の総額 1,329百万円
1株当たり配当額 100.00円
基準日 2024年3月31日
効力発生日 2024年6月7日
2024年11月11日開催の取締役会決議による配当
株式の種類 普通株式
配当金の総額 1,330百万円
1株当たり配当額 100.00円
基準日 2024年9月30日
効力発生日 2024年12月5日

3. 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当のうち、基準日が当連結会計年度中のものに関する事項
2025年5月12日開催の取締役会決議による配当
株式の種類 普通株式
配当金の原資 利益剰余金
配当金の総額 1,310百万円
1株当たり配当額 100.00円
基準日 2025年3月31日
効力発生日 2025年6月3日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項
当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達している。
受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っている。また、投資有価証券は、市場価格の変動リスクや発行体（取引先企業）の財務状況が悪化するリスクに晒されているが、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直している。
営業債務である買掛金はすべて1年内の支払い期日である。
借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施している。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていない。（（注）を参照。）また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、買掛金及び短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略している。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額 ※ 1	時価 ※ 1	差額
投資有価証券	1,181	1,181	—
資産計	1,181	1,181	—
長期借入金	(5,000)	(4,853)	△147
負債計	(5,000)	(4,853)	△147
デリバティブ取引 ※ 2			
ヘッジ会計が適用されているもの	(310)	(310)	—
デリバティブ取引計	(310)	(310)	—

※ 1 負債に計上されているものについては、（ ）で示している。

※ 2 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示している。

（注）市場価格のない株式等

（単位：百万円）

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	17

これらについては、「投資有価証券」には含めていない。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類している。

レベル1の時価

観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価

観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価

観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類している。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	1,181	—	—	1,181
資産計	1,181	—	—	1,181
デリバティブ取引				
通貨関連	—	310	—	310
負債計	—	310	—	310

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	4,853	—	4,853
負債計	—	4,853	—	4,853

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価している。上場株式及び国債は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類している。

デリバティブ取引

店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類している。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類している。

(収益認識に関する注記)

1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告事業			その他 (注)	合計	調整額	連結 計算書類 計上額
	吸水性 樹脂	機能 マテリアル	計				
日本	23,254	15,596	38,851	168	39,019	－	39,019
アジア	19,474	11,389	30,864	－	30,864	－	30,864
中国	42,085	1,737	43,822	71	43,893	－	43,893
欧州	10,865	2,040	12,906	－	12,906	－	12,906
北米	11,048	811	11,859	－	11,859	－	11,859
その他	8,813	215	9,028	－	9,028	－	9,028
顧客との契約から生じる 収益	115,542	31,789	147,332	239	147,571	－	147,571
その他の収益	－	－	－	－	－	－	－
外部顧客への売上高	115,542	31,789	147,332	239	147,571	－	147,571

	報告事業			その他 (注)	合計	調整額	連結 計算書類 計上額
	吸水性 樹脂	機能 マテリアル	計				
一時点で移転される財 及びサービス	115,542	30,894	146,437	239	146,676	－	146,676
一定の期間にわたり移転 される財及びサービス	－	895	895	－	895	－	895
顧客との契約から生じる 収益	115,542	31,789	147,332	239	147,571	－	147,571
その他の収益	－	－	－	－	－	－	－
外部顧客への売上高	115,542	31,789	147,332	239	147,571	－	147,571

(注)「その他」は、報告事業に含まれない事業であり、製造受託事業等を含んでいる。

2.収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 3. 会計方針に関する次に掲げる事項 (5)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりである。

3.当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

当社グループは、契約資産は、進行中の工事契約の対価に対して認識しており、契約負債は、主に顧客からの前受金に対して認識している。

(単位：百万円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	31,689	30,767
契約資産	198	258
契約負債	142	118

顧客との契約から生じた債権は「受取手形」及び「売掛金」にそれぞれ含まれている。

また、当連結会計年度において、過去の期間に充足（または部分的に充足）した履行義務から認識した収益の額に重要性はない。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格及び収益の認識が見込まれる時期は以下のとおりである。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はない。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
1年以内	2,812
1年超	707
合計	3,519

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり当期純利益	450円62銭
1株当たり純資産額	7,195円81銭

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

計算書類 貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
(資産の部)	
流動資産	41,541
現金及び預金	765
売掛金	20,939
契約資産	258
商品及び製品	11,230
仕掛品	179
原材料及び貯蔵品	2,880
前払費用	410
未収入金	1,604
その他	3,279
貸倒引当金	△5
固定資産	55,586
有形固定資産	22,328
建物	8,101
構築物	2,108
機械及び装置	5,126
車両運搬具	14
工具、器具及び備品	1,218
土地	3,147
リース資産	66
建設仮勘定	2,546
無形固定資産	4,110
ソフトウェア	2,786
ソフトウェア仮勘定	1,316
その他	8
投資その他の資産	29,147
投資有価証券	1,193
関係会社株式	23,595
関係会社出資金	145
長期貸付金	953
長期前払費用	147
前払年金費用	1,464
繰延税金資産	1,499
その他	149
貸倒引当金	△0
資産合計	97,128

科 目	金 額
(負債の部)	
流動負債	28,013
買掛金	11,851
契約負債	118
短期借入金	10,250
リース債務	17
未払金	2,138
未払費用	701
未払法人税等	804
預り金	792
賞与引当金	873
役員賞与引当金	80
その他	384
固定負債	6,190
長期借入金	5,000
退職給付引当金	1,133
リース債務	56
負債合計	34,203
(純資産の部)	
株主資本	62,476
資本金	9,732
資本剰余金	7,573
資本準備金	7,573
利益剰余金	48,374
利益準備金	773
その他利益剰余金	47,601
固定資産圧縮積立金	25
別途積立金	23,000
繰越利益剰余金	24,576
自己株式	△3,203
評価・換算差額等	448
その他有価証券評価差額金	664
繰延ヘッジ損益	△215
純資産合計	62,925
負債・純資産合計	97,128

損益計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		78,038
売上原価		56,809
売上総利益		21,228
販売費及び一般管理費		14,907
営業利益		6,320
営業外収益		
受取利息	74	
受取配当金	2,089	
その他	137	2,301
営業外費用		
支払利息	148	
為替差損	346	
廃棄物処理費用	22	
その他	173	690
経常利益		7,932
特別利益		
投資有価証券売却益	62	
受取保険金	48	110
特別損失		
減損損失	766	
関係会社株式評価損	646	
固定資産除却損	187	
災害による損失	96	1,696
税引前当期純利益		6,346
法人税、住民税及び事業税	1,663	
法人税等調整額	△125	1,538
当期純利益		4,808

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金	利益剰余金				
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計
				固定資産圧縮 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	9,714	7,555	773	28	23,000	22,425	46,227
当期中の変動額							
新株の発行 (譲渡制限付株式報酬)	17	17	－	－	－	－	－
剰余金の配当	－	－	－	－	－	△2,660	△2,660
固定資産圧縮積立金 の取崩	－	－	－	△2	－	2	－
当期純利益	－	－	－	－	－	4,808	4,808
自己株式の取得	－	－	－	－	－	－	－
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)	－	－	－	－	－	－	－
当期中の変動額合計	17	17	－	△2	－	2,150	2,147
当期末残高	9,732	7,573	773	25	23,000	24,576	48,374

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△2,208	61,288	869	—	869	62,158
当期中の変動額						
新株の発行 (譲渡制限付株式報酬)	—	35	—	—	—	35
剰余金の配当	—	△2,660	—	—	—	△2,660
固定資産圧縮積立金 の取崩	—	—	—	—	—	—
当期純利益	—	4,808	—	—	—	4,808
自己株式の取得	△995	△995	—	—	—	△995
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)	—	—	△205	△215	△421	△421
当期中の変動額合計	△995	1,187	△205	△215	△421	766
当期末残高	△3,203	62,476	664	△215	448	62,925

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券
 - ① 子会社株式及び関連会社株式… 移動平均法による原価法
 - ② その他有価証券…………… 市場価格のない株式等以外のもの
時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している）
市場価格のない株式等
移動平均法による原価法
 - (2) デリバティブ…………… 時価法
 - (3) 棚卸資産
 - ① 仕掛品…………… 個別法による原価法
 - ② その他の棚卸資産…………… 総平均法による原価法
(上記はいずれも貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定している)
2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産…………… 定額法
(リース資産を除く) 主な耐用年数

建 物	8～50年
構 築 物	7～50年
機械及び装置	3～8年
 - (2) 無形固定資産…………… 定額法
(リース資産を除く) なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいている。
 - (3) リース資産…………… リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
3. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。
 - (2) 賞与引当金
従業員賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき、当事業年度に負担すべき額を計上している。
 - (3) 役員賞与引当金
役員賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき、当事業年度に負担すべき額を計上している。
 - (4) 退職給付引当金（前払年金費用）
・従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。
退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりである。
 - ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準による。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしている。

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を費用処理することとしている。

- ・ 未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なる。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、次の5ステップアプローチに基づき、約束した製品または役務を顧客に移転し、顧客が当該製品または役務に対する支配を獲得した時に収益を認識している。

- ステップ1：契約の識別
- ステップ2：履行義務の識別
- ステップ3：取引価格の算定
- ステップ4：履行義務への取引価格の配分
- ステップ5：履行義務の充足による収益の認識

当社は吸水性樹脂、機能マテリアル等の事業を展開しており、これらの製品等の販売については、契約の定めに基づき顧客に製品等を引渡した時点やインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時点において、顧客が当該製品等に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、当該履行義務の充足時点で収益を認識している。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、製品等の国内取引において、出荷時から当該製品等の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識している。

機能マテリアル事業における工事契約等の一部の履行義務については、製品または役務に対する支配が一定期間にわたり移転することから、履行義務の進捗に応じて一定期間にわたり収益を認識している。進捗度は、見積原価総額に対する実際原価の割合によるインプット法で測定している。

但し、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第95項に定める代替的な取扱いを適用し、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識している。

また、収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引き及び返品などを控除し、重大な戻入れが発生しない可能性が高い範囲で認識している。また、対価は通常、履行義務の充足から概ね1年以内に回収しており、重要な金融要素は含んでいない。

5. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用している。なお、特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理を採用している。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：金利スワップ、通貨オプション

ヘッジ対象：外貨建債権債務、借入金利息

(3) ヘッジ方針

当社の内部規程である「為替リスク管理規程」などに基づき、為替変動リスク、金利変動リスクをヘッジしている。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップ及び通貨オプションは、原則として、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象のキャッシュ・フローの変動の累計額とヘッジ手段のキャッシュ・フローの変動の累計額とを比較し、その比率を基礎に判断しているが、契約の内容等によりヘッジに高い有効性が明らかに認められる場合及び特例処理を採用している金利スワップについては有効性の判定を省略している。

6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

控除対象外消費税等の会計処理の方法

資産に係る控除対象外消費税等は発生事業年度の期間費用としている。

(会計上の見積りに関する注記)

翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りはない。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	74,955百万円
2. 有形固定資産の取得価額から控除されている国庫補助金による圧縮記帳額	436百万円
3. 下記会社の借入債務に対する債務保証額	百万円
スミトモ セイカ ヨーロッパ S.A./N.V.	3,078 (19,000千ユーロ)
計	3,078
4. 関係会社に対する短期金銭債権	5,283百万円
関係会社に対する長期金銭債権	880百万円
関係会社に対する短期金銭債務	2,933百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社に対する売上高	20,593百万円
関係会社からの仕入高	11,471百万円
関係会社との営業取引以外の取引高	2,152百万円

減損損失
当事業年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上した。

(単位：百万円)			
場所	用途	種類	減損損失額
当社（別府工場）	医薬品関連製品・機能性材料 製造設備等	建物	39
		構築物	36
		機械及び装置	317
		車両運搬具	0
		工具、器具及び備品	12
当社（千葉工場）	ポリエチレン粉末製造設備等	建物	148
		構築物	34
		機械及び装置	136
		工具、器具及び備品	41

当社は、事業用資産については管理会計上の区分に基づき、遊休資産等については個々の資産をひとつの単位として、グルーピングを行っている。

当社の国内工場で製造している一部の機能マテリアル事業の製品（別府工場：医薬品関連製品・機能性材料等、千葉工場：ポリエチレン粉末等）について、足元の事業環境を踏まえて将来の回収可能性を検討した結果、当該製品群の製造設備の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額766百万円（別府工場：406百万円、千葉工場：360百万円）を減損損失として特別損失に計上した。

(株主資本等変動計算書に関する注記)
当事業年度末における自己株式数 普通株式 880,645株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産		百万円
退職給付信託設定額		677
退職給付引当金		361
減損損失		625
投資有価証券評価損		95
関係会社株式評価損		3,054
関係会社出資金評価損		550
賞与引当金		267
棚卸資産評価損		59
未払事業税		65
研究開発機器費用処理額		0
その他		550
繰延税金資産 小計		6,309
評価性引当額		△3,699
繰延税金資産 合計		2,610
繰延税金負債		
退職給付信託設定益		△423
前払年金費用		△467
その他有価証券評価差額金		△209
固定資産圧縮積立金		△11
繰延税金負債 合計		△1,111
繰延税金資産の純額		1,499

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	議決権等の被所有割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
その他の関係会社	住友化学(株)	直接 32.6 間接 0.1	製品・原料等の購入	製品・原料等の購入 (注1)	10,458	買掛金	2,594

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 価格その他の取引条件は、市場価格を参考に決定している。

(注2) 取引金額には消費税等を含めていない。期末残高には消費税等を含めている。

2. 子会社等

属性	会社等の 名称	議決権等の 所有割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	スミトモ セイカ ヨーロッパ S.A./N.V.	直接 100.0	製品の販売 債務保証	製品の販売（注1） 債務保証（注2）	7,006 3,078	売掛金 －	1,178 －
子会社	住友精化（中国） 投資有限公司	直接 100.0	製品の販売	製品の販売（注1） 配当金の受取	7,280 2,056	売掛金 －	2,434 －
子会社	スミトモ セイカ ポリマーズ コリア カンパニー リミテッド	直接 100.0	資金の貸付	資金の回収（注3）	2,166	短期貸付金	－
子会社	スミトモ セイカ シンガポール プライベート リミテッド	直接 100.0	製品の販売	増資の引受（注4）	5,368	－	－

取引条件及び取引条件の決定方針等

- （注1） 価格その他の取引条件は、市場価格を参考に決定している。
- （注2） スミトモ セイカ ヨーロッパ S.A./N.V.の銀行借入（期限1年）につき、債務保証を行ったものであり、市場金利を勘案して決定した債務保証料を受領している。
- （注3） スミトモ セイカ ポリマーズ コリア カンパニー リミテッドに対する貸付については、契約に基づき、市場金利を勘案して決定している。
- （注4） スミトモ セイカ シンガポール プライベート リミテッドが行った増資を引き受けたものである。

（収益認識に関する注記）

- ・収益を理解するための基礎となる情報
連結注記表と同一である。

（1株当たり情報に関する注記）

1株当たり当期純利益	363円44銭
1株当たり純資産額	4,801円03銭

（その他の注記）

関係会社株式評価損
連結子会社である台湾住精科技（股）有限公司の財政状態等を考慮して、その株式につき評価損を特別損失として計上した。

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月8日

住友精化株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 俣野 広行
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中村 武浩
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、住友精化株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、住友精化株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月8日

住友精化株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	俣野	広行
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中村	武浩

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、住友精化株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第112期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第112期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法および結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロおよびハに掲げる事項に関する取締役会の決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを調査するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該決議に基づく内部統制システムの構築および運用については、経営環境の変化に対応した取り組みが継続的に行われているものと認められ、内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。なお、当期に判明した事業報告記載の当社グループ会社における事案については、監査等委員会は、再発防止策の実施状況等を確認しており、引き続き、その改善状況について監視および検証してまいります。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2025年5月9日

住友精化株式会社 監査等委員会

監査等委員(常勤) 道 旗 守

社外監査等委員 川崎 全司

社外監査等委員 岸上 恵子

社外監査等委員 吉池 富士夫

以 上